

# 総合評価落札方式にかかる事務手引き

## 【建設工事】

[第46版]

暫定版

- ・ 特別簡易型
- ・ 簡易型
- ・ 標準型（事後審査型）

令和8年6月

(令和8年6月1日以降に入札公告する工事から適用)



和歌山県県土整備部

## 目次

1. 本手引きの目的	1
2. 総合評価落札方式	1
3. 総合評価落札方式を適用する工事	1
4. 総合評価落札方式の型式	1
5. 入札方式等の選定	5
6. 学識経験者の意見聴取	6
7. 総合評価落札方式による落札者の決定	6
8. 「特別簡易型」総合評価落札方式	7
9. 「特別簡易型 B ランク」総合評価落札方式	53
10. 「簡易型」総合評価落札方式	79
11. 「標準型」総合評価落札方式	114
12. 別記様式	181
13. 参考資料	186

## 1. 本手引きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「法」という。）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

県では平成 18 年度から総合評価落札方式による入札を試行し、平成 20 年 6 月からは「新業者評価制度」の導入とあわせ、総合評価落札方式の本格導入を行っている。

このため、法及び基本方針に基づき、公共工事における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

## 2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、公共工事の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

## 3. 総合評価落札方式を適用する工事

「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）が 3,600 万円以上の工事、「予定価格（税抜き）」1,800 万円以上 3,600 万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」1,800 万円以上 3,600 万円未満の土木一式工事のうち約 4 割の確率で無作為抽出により選定された工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

## 4. 総合評価落札方式の型式

以下の(1)～(4)については「和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱」に定める型式である。

### (1) 高度技術提案型 [本書（暫定版）の対象とはしない]

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、維持管理の容易性等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

### (2) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、工事目的物の品質向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

(4) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

各型式の特徴は表-1 に示すとおりである。また、各型式の適用範囲の考え方は表-2 を原則とする。

WTO対象工事における「総合評価落札方式の型式」、「落札者決定基準(評価項目、評価内容、配点、得点、加算点)」は、案件毎に定めるものとする。

表-1 各型式の特徴

型 式	技術提案の目的	具体の「価格以外の要素」
(1)高度技術 提案型	・ 構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	・ ライフサイクルコスト ・ 工事目的物の強度、耐久性、維持管理の容易性等 ・ 環境の維持、景観等
(2)標準型	・ 発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	・ 工事目的物の品質向上に資すること ・ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等 ・ 技術者の資格、工事成績等
(3)簡易型	・ 施工の確実性を確保するための技術提案が重要	・ 簡易な施工計画、 技術者の資格、工事成績等
(4)特別 簡易型	・ 施工の確実性を確保するための施工体制が重要	・ 技術者の資格、工事成績等

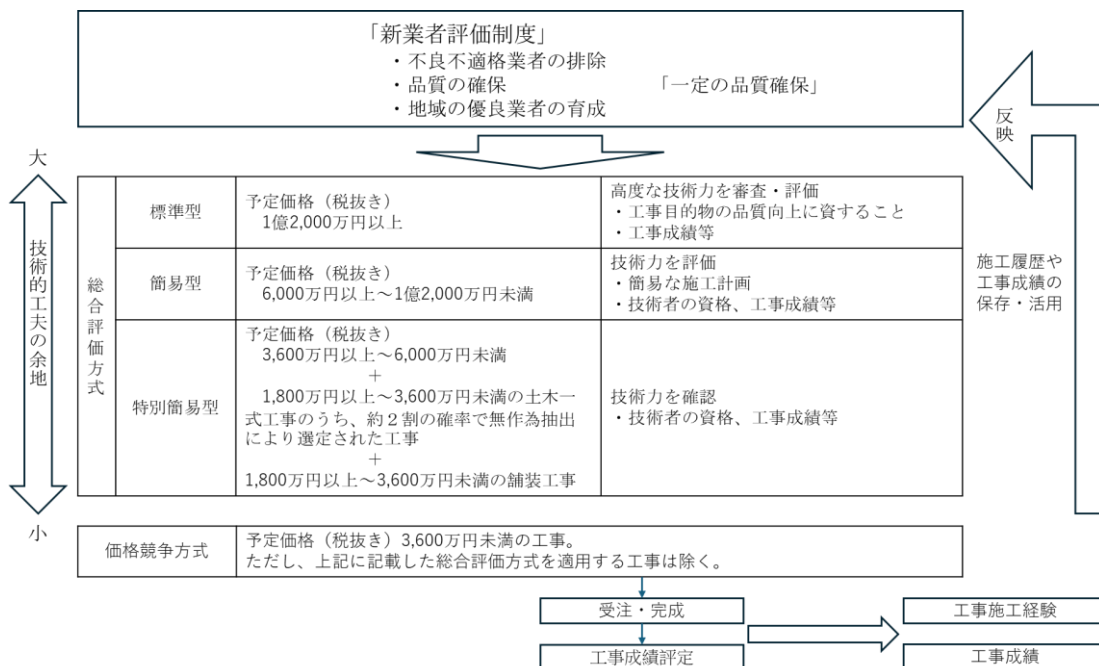
表一2 各型式の適用範囲

総合評価落札方式の型式	適用範囲
高度技術提案型	—
標準型	予定価格（税抜き）1億2,000万円以上
簡易型	予定価格（税抜き）6,000万円以上1億2,000万円未満
特別簡易型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満</li> <li>・ 予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事</li> <li>・ 予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事</li> </ul>

ただし、予定価格(税抜き)6,000万円以上1億2,000万円未満の工事については、表一2に関わらず、簡易型ではなく特別簡易型を適用し運用するものとする。

また、予定価格（税抜き）1億2,000万円以上2億円未満の工事については、表一2に関わらず、標準型ではなく特別簡易型を適用できることとする。当該取り扱いについては特に指示がない限り継続するものとする。（令和3年度試行開始）

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事（補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く）またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。



図一1 和歌山県の実情にあった総合評価落札方式の体系図

以下の(5)、(6)については個別の実施要綱等により定める型式である。

(5) 施工体制確認型

WTO 対象工事の評価項目若しくは(2)標準型の評価項目に加え、施工体制確保の確実性、品質確保の実効性と入札価格とを総合的に評価するもの

詳細については「和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱」を参照すること。

(6) モデル工事

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、総合評価落札方式で実施するモデル工事は下記のとおりとする。

詳細については各モデル工事の実施要領を参照すること。

モデル工事名	趣旨、対象
企業チャレンジ	趣旨：受注件数を評価することにより、県発注工事では直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図り、各地域における公共工事の担い手の育成・確保することを目的とする。 対象：予定価格（税抜き）3,600万円～6,000万円の土木一式工事の2割 予定価格（税抜き）1,800万円～3,600万円の土木一式工事の2割
地域防災力強化	趣旨：災害発生時に迅速に対応できる建設業者の維持を図るため、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価し、地域の防災力を強化することを目的とする。 対象：技術的な工夫の余地が小さく、専門的な工種を含まない予定価格（税抜き）3,600万円～6,000万円の土木一式工事の一部
若者・女性活躍推進	趣旨：若者・女性を積極的に現場配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする。 対象：特別簡易型の土木一式工事の一部

○：必須項目

△：選択項目

評価項目設定一覧

番号	評価項目	評価内容	配点	特別簡易	標準型		モデル工事			
					県内	県外	企業チャレンジ	地域防災力強化	若者女性	
1	具体的な技術提案	技術提案	5.0		○	○				
2	企業の施工能力	県内での優良施工実績	2.0			○				
3	配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均点	1.0	○	○	○		○	○	
4		主任技術者の保有する資格	1.0	○			○	○	○	
5		主任技術者の保有する資格Ⅱ※1	1.0	△	△	△				
6		表彰受賞の有無	1.0		○					
7	地域貢献	継続教育(CPD)の取組状況	1.0	○	○	○	○	○	○	
8		本店の有無	1.0	○	○	○		○	○	
9		大規模災害時の協定締結※2	1.0	△	△	△	○	○	○	
10		企業育成への取り組み※3	1.0		△	△				
11		県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0~1.1	○	○	○	○	○	○	
12	担い手確保	受注工事件数	1.0				○			
13		建設機械の保有及び運転者の雇用状況	1.0					○		
14		若者又は女性の活躍機会拡大	1.3						○	
15		資格を有する技能者の現場配置※4	1.0	△	△	△				
加算合計					5.0~7.1	10.0~13.1	11.0~13.1	5.0~5.1	7.0~7.1	7.3~7.4

※1：舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用。

※2：土木一式、建築一式、管、電気工事に適用。県外企業が参加可能な工事には適用しない。

※3：JVを認める工事で特に難易度が低い工事に適用。

※4：塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）

## 5. 入札方式等の選定

本県では平成20年6月からWTO案件以上の工事に適用する一般競争入札を除いて、原則全ての工事で条件付き一般競争入札を導入している。

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」と呼ばれる方法としており、事務の軽減及び開札まで入札参加者が発注者にも分からない利点がある。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

しかしながら、総合評価落札方式で高度な技術提案を求める高度技術提案型や標準型の一部では、発注者の示す標準的な仕様以上の提案を求めるものであることから、提案された内容で安全で確実に工事の施工が可能か否かの判断が必要になる。したがって入札書の提出前に、技術提案を審査し、その可否により入札参加を認めるか否かを判断する必要がある。このような工事については、技術審査を入札前に行う「事前審査型」の入札方法を選択する必要がある。

この、「事前審査型」の入札方式は本県では例外的な扱いとなるため、本書（暫定版）では入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、「事前審査」の必要な工事については、個別に対応するものとする。

また、工事の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用するものとする。

## 6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「総合評価落札方式を行おうとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととしていたが、地方自治法施行令が改正され平成 20 年 3 月から施行されたことから、平成 20 年 6 月以降は、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山建設工事等総合評価審査委員会（事務局：技術調査課）により行うものとする。（意見聴取要請書は別記1号様式）

## 7. 総合評価落札方式による落札者の決定

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和8年5月15日改定）に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点 (基礎点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 10^5$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

最低限の要求要件を満足する場合に標準点（基礎点）を与え、標準点は100点とする。

加算点の上限は50点までの範囲で設定するものとし、「特別簡易型」で15点以内、「簡易型」で20点以内、「標準型」で25点以内とし、「高度技術提案型」については50点以内で適宜設定するものとする。

表-3 各型式の加算点の合計値の上限 ※WTO 案件除く

総合評価落札方式の型式	加算点の合計値の上限
高度技術提案型	50点以内で適宜設定
標準型	25点以内
簡易型	20点以内
特別簡易型	15点以内

## 8. 「特別簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)3,600万円以上 6,000万円未満の工事及び予定価格(税抜き) 1,800万円以上 3,600万円未満の舗装工事業の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として「特別簡易型」を採用するものとする。

なお、予定価格(税抜き) 1億 2,000万円以上 2億円未満の工事については、特別簡易型を適用できるものとする。(令和3年度試行開始)

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)や橋梁上部工事(補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く)またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

1) 落札者決定基準 (別記参考様式-1)

表-4 特別簡易型 落札者決定基準 (案)

<b>特別簡易型</b> ・予定価格(税抜き)3,600万円以上6,000万円未満の土木一式工事に適用											
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考						
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上		1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)(以下「契約額」という。))1,900万円以上の 県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で建築局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第4の3項の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,900万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0		1.0 ～ 0.0							
		③65点以上68点未満		0.0							
		④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		0.0 ～ -1.0							
		⑤55点未満		-1.0							
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	1.0	必須	※技術士は、○部門又は総合技術監理部門(○)に対して評価する。				
		②2級土木施工管理技士(○)		0.5							
		③上記以外		0.0							
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者		1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用				
		②2級舗装施工管理技術者		0.5							
③舗装施工管理技術者の資格なし			0.0								
(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。					
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5								
	③なし		0.0								
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	1.0	必須	【予定価格(税抜き)6,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。				
		②上記以外		0.0							
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり		1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。				
		②なし		0.0							
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県産認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案		0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県産認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。			
			上記①以外		0.0						
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1						
			上記①以外		0.0						
		県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案		0.1				0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			上記①以外		0.0						
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級○塗装技能士を現場に配置		1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(仮面塗装を除く)】				
		②上記以外		0.0							
以上 7.1点以内で、換算は行わない											

**特別簡易型**

- ・ 予定価格(税抜き)3,600万円以上6,000万円未満の土木一式工事以外に適用
- ・ 予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上		1.0	<p>※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という)として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定委員又は県土整備部工事業(建築・設備工事業)成績評定委員により評定を行う県発注工事業(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事業を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定委員第5項の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。</p> <p>なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事であり、上記条件に該当する工事成績を対象とする。</p> <p>【予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の場合】</p> <p>※監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人(監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。)のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した舗装工事業において簡易評定により評定を行った工事成績を対象とする。</p> <p>【共通】</p> <p>※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事業を対象とする。</p> <p>なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事であり、上記条件に該当する工事成績を対象とする。</p> <p>※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。</p>		
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$		1.0 ～ -1.0			
		③55点未満		-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	1.0	必須	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)		0.5			
		③上記以外		0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者		1.0	1.0	選択	
		②2級舗装施工管理技術者		0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし		0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0	1.0	必須	
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)			0.5				
③なし			0.0				
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	1.0	必須	
		②上記以外		0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり		1.0	1.0	(選択)	
		②なし		0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見引用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案		0.8	1.0	必須
			上記以外		0.0		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1		
			上記以外		0.0		
		③	上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案		0.1		
			上記以外		0.0		
④	「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1	0.1	(選択)		
	上記以外		0.0				
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置		1.0	1.0	(選択)	
		②上記以外		0.0			

以上 7.1点以内で、換算は行わない

※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、  
建築一式、管、電気工事に適用

年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 (5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士 (5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

a) 評価内容にかかる留意点

#### 配置予定技術者の能力

(1) 過去4年間の工事成績の平均値

- ① 過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事に主任(監理)技術者又は特例監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。(以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。

監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

なお、予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事において、監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人(監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。)のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した舗装工事業において簡易評定により評定を行った工事成績を対象とする。

- ② 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。

なお、監理技術者等として配置された対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

- ③ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上の従事期間（現場代理人又は監理技術者補佐の場合は全工事期間）のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が7点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (74 - 68) / 10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が70点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (70 - 68) / 10 = 0.2$$

#### (4) 継続教育（CPD）の取り組み状況

CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）を保有した上でその資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

#### (参考 令和8年6月1日時点)

- |                    |                |                     |
|--------------------|----------------|---------------------|
| ・ 空気調和・衛生工学会       | ・ 建設コンサルタンツ協会  | ・ 地盤工学会             |
| ・ 全国土木施工管理技士会連合会   | ・ 土木学会         | ・ 日本環境アセスメント協会      |
| ・ 日本技術士会           | ・ 日本造園学会       | ・ 日本都市計画学会          |
| ・ 農業農村工学会（旧農業土木学会） |                | ・ 日本建築士会連合会         |
| ・ 建設業振興基金          | ・ 交通工学研究会      | ・ 森林、自然環境技術教育研究センター |
| ・ 全国上下水道コンサルタント協会  | ・ 全国測量設計業協会連合会 | ・ 全日本建設技術協会         |
| ・ 土質、地質技術者生涯学習協議会  |                |                     |

各団体の推奨単位については、巻末の参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。

## 地域貢献

### (1) 本店の有無

本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

### (2) 大規模災害時の協定締結

大規模災害時の協定締結について、下記の①②③④の基準で評価する。

- ① 入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されている者を評価する。
- ② 入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書(県担当機関において受け付けられたものに限る。)において「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種の取組みがあると確認できる者を評価する。
- ③ 入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は評価しない。
- ④ 入札参加資格認定において入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない。

なお、土木一式、建築一式、管、電気工事に評価項目として選択できるものとし、県外業者が参加可能な工事については、評価項目として選択しないものとする。

### (3) 県産品、リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)

県産品、リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)について、以下の評価基準①②③で評価する。

- ① 見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項各号に規定する県産品建設資材)を全数使用することを提案した場合評価する。ただし、見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

- ② ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から 1 品目全数使用を提案した場合評価することとし、証明する書類の添付を求めるものとする。

提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。

- ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの
- ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。）
- ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。

ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の 1 年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。

なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で登録・認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。

また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。

- ③ ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup> 以上の使用を提案した場合評価することとし、紀州材使用量が 0.1m<sup>3</sup> 以上であることを証明する数量計算書を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。

提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。

- ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの
- ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材
- ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。

ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の 1 年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。

なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で登録・認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。

また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。

(4) 県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）

県内開発建設技術について、1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、入札公告日時点において適用可能<sup>※</sup>な県内開発建設技術を評価の対象とする。

評価対象とする県内開発建設技術は「県内開発建設技術登録制度実施要領第3条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術」とするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加點評価しない。

※ 県内開発建設技術登録台帳の適用日欄に記された日以降の入札公告

**担い手確保**

(1) 資格を有する技能者の現場配置

資格を有する技能者の現場配置については、該当工種の作業期間中に常駐で現場配置できるものを評価する。配置する技能者等は、直接的な雇用関係が認められるものとする。

## 総合評価方式における評価項目

### 「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」の評価に係る証明資料

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」において、評価基準②『上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用』及び評価基準③『①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup> 以上の使用』を提案する場合に必要な証明資料は、以下のものとする。

#### 1 けんさんびん登録資材の使用を提案する場合

- ・「けんさんびん登録通知書」の写し又は「県ホームページの県産品リスト」の写し
- ・提案する建設資材（製品等）が、設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

#### 2 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書（平成 27 年 4 月 24 日以降に発行された通知書については、同条例施行規則第 8 条の欄が「有」、平成 27 年 4 月 24 日以前に発行された通知書については、同条例施行規則第 7 条の欄が「有」であること。）又は県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
- ・提案する建設資材（製品等）が、設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

#### 3 紀州材 0.1m<sup>3</sup> 以上の使用を提案する場合

- ・紀州材使用量が 0.1m<sup>3</sup> 以上であることを証明する数量計算書（自由様式）
- ・「けんさんびん登録通知書」の写し又は「県ホームページ県産品リスト」の写し
- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書」の写し又は、「県ホームページの和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
- ・提案する建設資材（製品等）が、設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

#### ※ 上記 1 2 3 の履行確認

上記 1 2 3 の履行を確認する資料は以下のものとする。

- ・提案した建設資材（製品等）の使用量を記載した施工計画書

- ・当該工事で購入したことがわかる納品書や紀州材証明書等若しくは入札書提出日の 1 年前から入札書提出日まで購入したことを証明する納品書や紀州材証明書等
- ・監督員等の臨場により現場確認したことを証明する打合せ簿  
ただし、監督員等が臨場できない場合は提案した建設資材（製品等）や紀州材の使用量の全数及び寸法を確認できる工事写真等

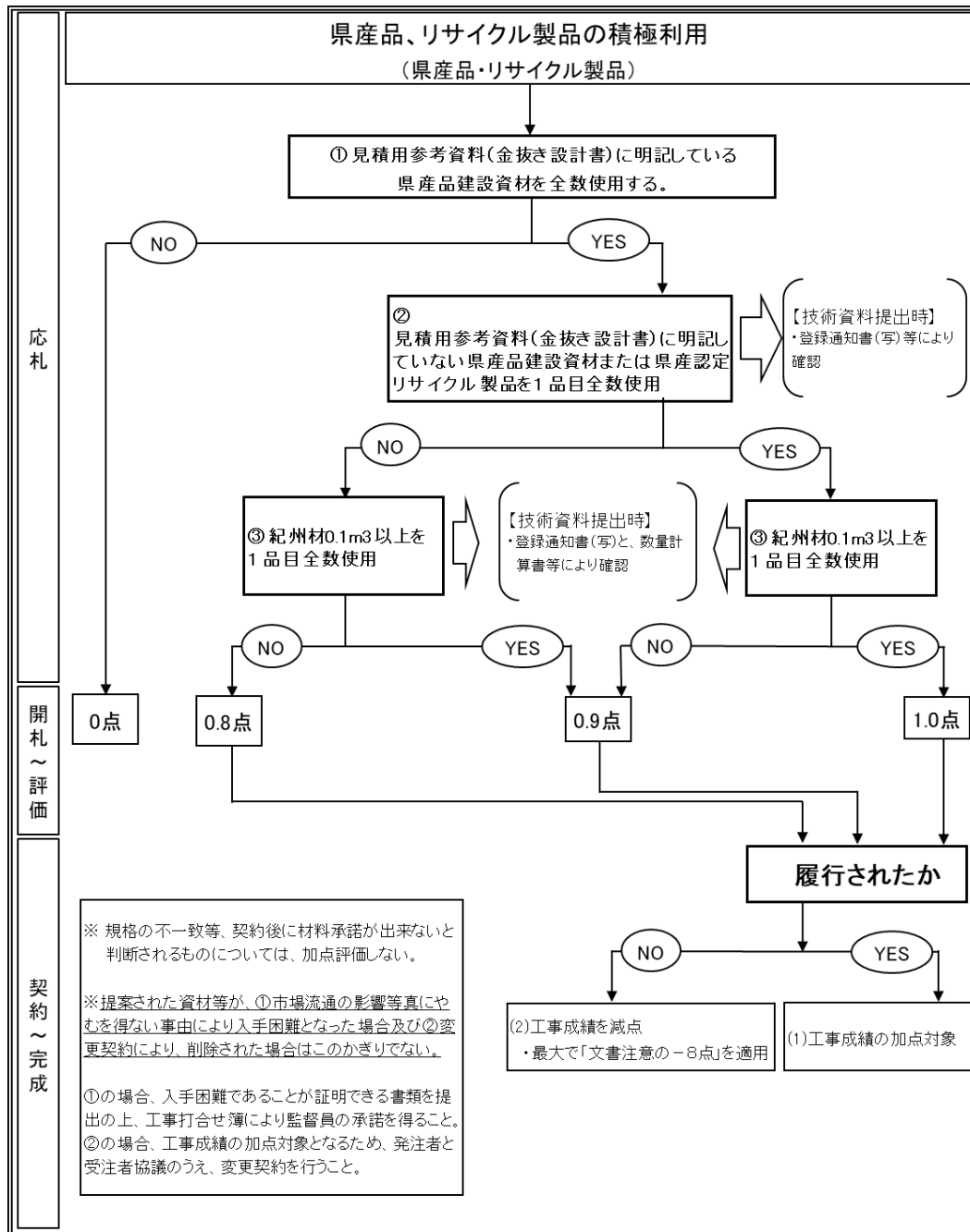
上記により履行確認ができない場合は、工事成績において最大で文書注意の－8点とする。

## 「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」の 評価対象県内開発建設技術に係る証明資料

「県産品、リサイクル製品の積極使用（県内開発建設技術）」において、「県内開発建設技術を1品目全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は以下のものとする。

- ・「県内開発建設技術登録通知書」の写し又は「県ホームページの県内開発建設技術登録台帳」の写し
- ・提案する県内開発建設技術が設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかる評価フロー



### 提案対象となる建設資材区分

見積用参考資料（金抜き設計書）における記載、計上方法		対象となる評価基準			具体的な建設資材
		評価基準①	評価基準②	評価基準③	
建設資材名が記載されているもの					
県産品又は県認定リサイクル製品の明記あり		○	△	△	(例) 生コン、RC、木製Gr
県産品又は県認定リサイクル製品の明記なし（直接工事費に計上されているもの）					
建設資材	本設資材	△	○	△	(例) コンクリート2次製品
		△	○	○	(例) 間伐材二重井桁、木工沈床
	仮設資材	△	○	△	(例) 仮設ヒューム管、仮設重圧管
		△	○	○	(例) 仮設木製横矢板
建設資材名が記載されていないもの					
直接工事費に含まれている仮設資材		△	○	○	(例) 型枠（紀州材）
共通仮設費に含まれている仮設資材		△	○	△	ロードコーン、コーンパーに限る
		△	○	○	木製工事看板、木製標示板、木製バリアケード、丁張に限る

【加対象資材・製品】

評価基準① 県産品建設資材（和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項各号に規定する県産品建設資材）

評価基準② けんさんびん登録資材または県産認定リサイクル製品

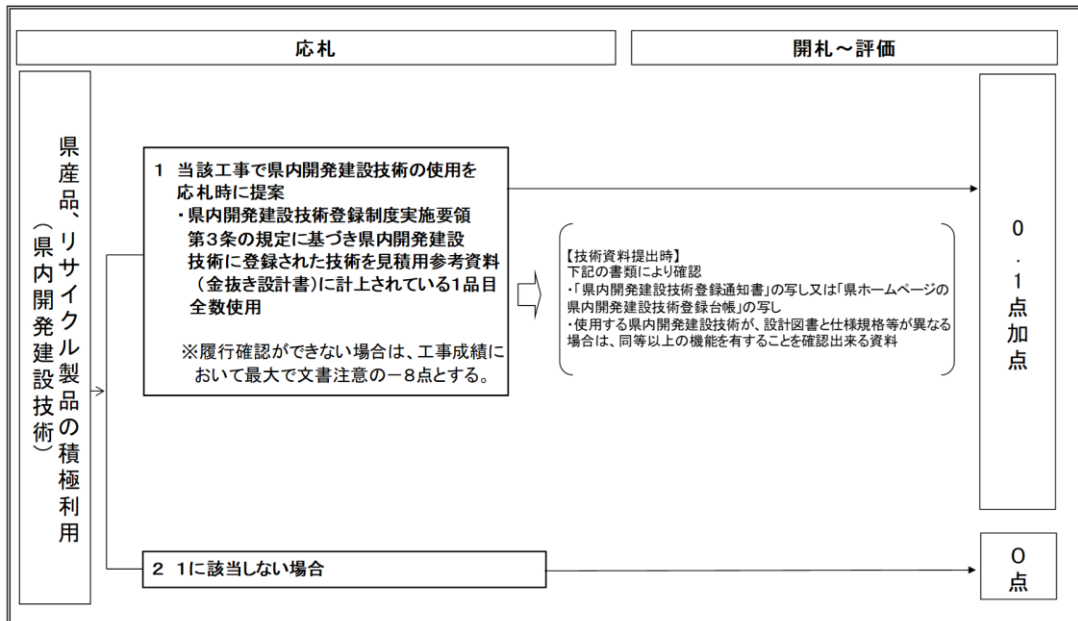
評価基準③ 紀州材を使用したけんさんびん登録資材または県産認定リサイクル製品

【留意事項】

評価基準②、③共通：評価基準②③で重複する提案は出来ないものとし、重複した場合は②③のどちらも評価しないものとする。

評価基準③：技術提案提出時に紀州材使用量（複数品目可）が0.1m3以上であることを計算書で証明すること。

### ◎「県産品・リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」にかかる評価フロー



## 2) 実施手順

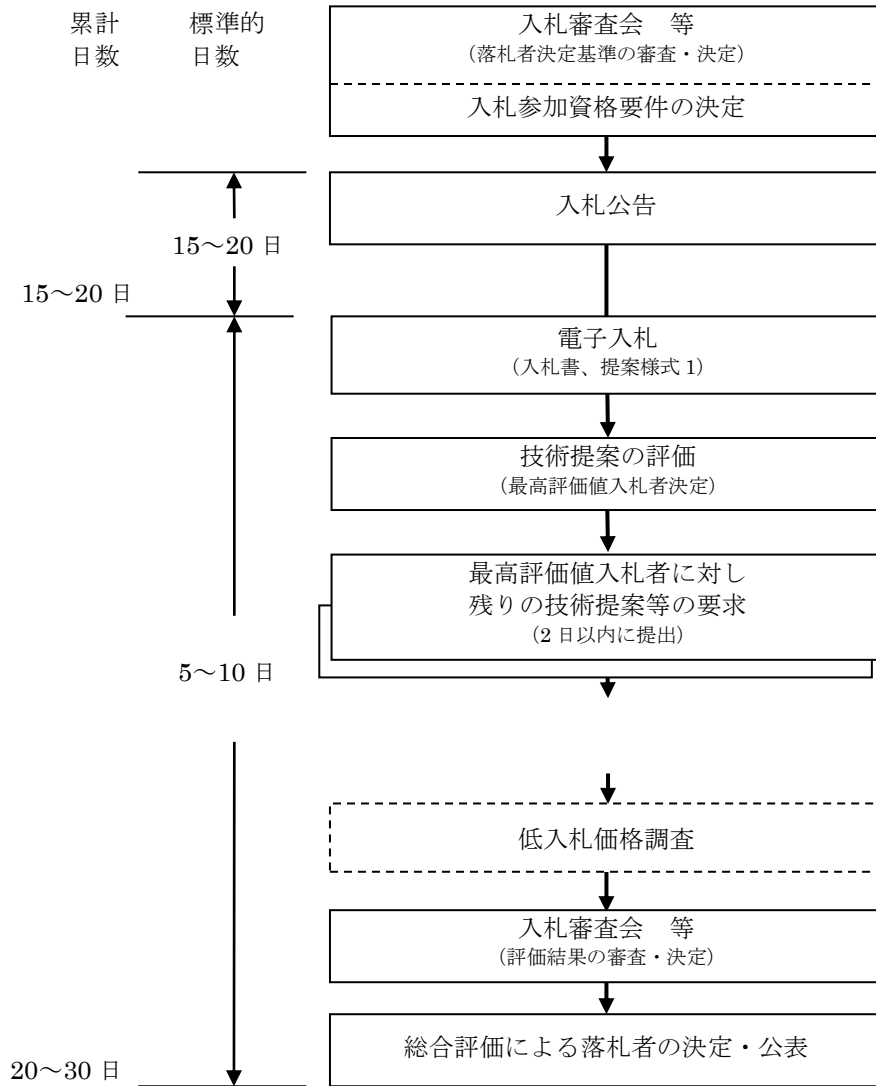


図-2 特別簡易型フロー図

### a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

### b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等

- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

別記参考様式-2に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（別記2-1号様式）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は別記3号様式により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い

限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」において加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合\*及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の 5.文書注意の-8 点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

別記参考様式-1

別紙-1

別紙-1		総合評価方式(特別簡易型) 落札者決定基準(案)			(土木一式工事)					
		業主(建設部) (建築局建設部) 名:			課(建設部)					
工事名										
工事場所										
予定価格										
工事概要										
各評価項目の選定理由										
資格以外の評価点	配管予定技術者の能力	①70点以上		1.0	/10	※配管予定技術者が主任(監理)技術者又は特許監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事した設計(消費税込)の消費税額を算出し、(以下「算出額」という。))1,000万円以上の 業主(建設部)と専任技術者(建設局建設部)との間で「建築・設備工事」成績評定事案により評定を行う専任工事(初級技能又は初級技能者等)専任事業で従事している技術者の当該算出額が算出する率を算出)を併せ、(併せ算出)と算出額を併せ算出する。ただし、初級技能者又は初級技能者等専任事業の当該算出額の算定は当該算出額(以下「算出額」という)を行わず、専任工事については、併せ算出とする。				
		②60点以上70点未満 10×(工事成績の平均値-60)/100		1.0 ~ 0.0						
		③65点以上68点未満		0.0						
		④55点以上65点未満 10×(工事成績の平均値-65)/100		0.0 ~ -1.0						
	⑤65点未満		-1.0		※配管予定技術者として配管された対象工事がない場合は、主任技術者との関係が専任事業として、専任個人又は監理技術者として配管された工事として、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※専任工事の成績を算しない場合は、当該地方圏内(管内事務所管内)の和歌山県内において施工された設計(消費税込)の消費税額を算出し、1,000万円以上の工事(以下「配管工事」という)として配管された工事と併せ算出する。 ※「配管工事」又は「建築」の占める割合が高い工事に適用					
	②主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	/10	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に列して評価する。				
		②2級土木施工管理技士(〇〇)		0.5						
		③上記以外		0.0						
		④1級建築施工管理技術者		1.0						
	③主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①2級建築施工管理技術者		0.5	/10	【建築工事又は建築の占める割合が高い工事に適用】				
		②3級建築施工管理技術者の資格なし		0.0						
		④1級建築工事の主任(監理)技術者として取得する資格に相当する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)		1.0						
		⑤2級建築工事の主任(監理)技術者として取得する資格に相当する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)		0.5						
	④継続教育(CFO)の取組み状況	③なし		0.0	/10	※建設系継続教育は「建設系CFO推進計画」に加盟し、推薦単位を認定している団体による。 ※当該工事の主任(監理)技術者として取得する資格は、推薦資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者として取得する資格に相当する。				
		小計					/3.0~4.0			
地域貢献	①本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	/10	【予定価格(税抜き)が1,000万円以上の工事の場合】 【当該市町村を「建設局管内」とする。】なお、当該建設局管内の工事の場合は、「和歌山県内」と「和歌山県内」に分けて評価する。 【工事箇所が1以上の市町村内に(管内)とする。】				
		②上記以外		0.0						
	②大規模災害時の協定締結	①あり		1.0	/10	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※業外企業が参加可能な工事については選択しない。				
		②なし		0.0						
		③県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見様用参考資料(金銭設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」として明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外				0.8 0.0	/10	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の前日に入札書提出日まで購入したと証明できるものとする。 ※認定された県産品建設資材の割合を算出しないものとする。 ※県産品・リサイクル製品に「県産品」「県認定リサイクル製品」として明記しない場合は、認定品目とするものとする。
				②上記の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外				0.1 0.0		
			県内優秀建設技術	③上記の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から記州材0.1~3以上の使用を提案 上記以外				0.1 0.0		
				④「県内優秀建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外				0.1 0.0		
	④小計				/2.0~3.1					
①資力を有する技術者の確保確保	①登録建築塗装幹線技術者または1級〇〇塗装技師を現場に配置 ②上記以外		1.0 0.0	/10	【建築工事又は建築の占める割合が高い工事に適用(仮)建築工事等特約】					
		小計				/0.0~1.0				
合計				/5.0~7.1						
標準点(基礎点)	100点									
加算点	換算は行わない	通常の土木一式工事では6点								
技術評価点	標準点(基礎点)十加算点									
評価値	技術評価点/入札価格(千円)×100									
※	<p>・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止とする。</p> <p>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数値とする。</p> <p>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する機能を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</p> <p>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。</p> <p>1.入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「あり」とし、加算評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取組の基準に該当する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> <li>2.入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「なし」とし、評価しない。</li> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> <p>・評価項目・加点については、工事案件ごとに定めるものとする。</p> <p>・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。</p> <p>例:建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。</p> <p>・選択項目で選択しなかった項目は削除すること</p> <p>「大規模災害時の協定締結」注釈記載例</p> <p>【土木一式工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇工事業を土木工事業と記載する。</li> </ul> <p>【建築一式工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇工事業を建築工事業と記載する。</li> </ul> <p>【管工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇工事業を管工事業と記載する。</li> </ul> <p>【電気工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇工事業を電気工事業と記載する。</li> </ul>									

別紙-1 総合評価方式(特別簡易型) 落札者決定基準(案) (土木一式工事以外)

県土整備部(道路局建設部)名 課(建設部)

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	
各評価項目の選定理由	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0 ~ -1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特約監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事した総額(消費税及び地方消費税の額を含む。)(以下「総額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績認定要項又は県土整備部工事(建設・設備工事等)成績認定要項により評定を行った県土工事(知事監理又は教育委員会所管事業で道路局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、事績は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績認定要項第3の3項の規定により評定は行われず、かつ、定年退職後5年以上については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者として成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 【予定価格(税抜き)1,800万円以上3,800万円未満の建設工事の場合】 ※監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人、監理技術者補佐又は現場代理人主任技術者として成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した建設工事において、監理技術者等により評定を行った工事成績を対象とする。 【共通】 ※県土工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された総額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者として成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、6.0点とする。	
		②65点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0 0.5	1.0 0.5	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者	1.0	0.5 0.0	1.0 0.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】
		②2級建築施工管理技術者	0.5			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ③なし	①	1.0	1.0 0.5 0.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推薦単位を認定している団体とする。 なお、建設系継続教育等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。
			②	0.5		
			③	0.0		
小 計				3.0~4.0		
地域貢献	(1)本店の有無	①工事場所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0 0.0	【予定価格(税抜き)6,000万円以上の工事の場合】 【市町村内(市建設部管内)とする。なお、市建設部管内の工事の場合には、「和歌山市内」と「南紀工事業務所管内」に区分して評価する。 【県外業者の入札参加可能な工事の場合】 【工事場所と同一の市町村内(市)内とする。】	
		②上記以外	0.0			
	②)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0 0.0	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しな	
		②なし	0.0			
	③)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①現用参考資料(金銭設計書)に「県産品」または「県産認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0 0.0 0.0 0.1 0.0	※当該工事「調達するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入した」との証明を得るものに限る。 ①②、③を達成した品目の種類の場合はどちらか評価しないものとする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、「県産品及びリサイクル製品のどちらか」が明記がない場合は、①を重点評価するものとする。
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から品目全数使用を提案	0.1		
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から和歌山県産品0.1m3以上の使用を提案	0.1		
			④上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から和歌山県産品0.1m3以上の使用を提案	0.1		
			⑤「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
	④)県内開発建設技術	県内開発建設技術	①	0.1	1.0 0.0	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
②上記以外			0.0			
小 計				2.0~3.1		
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装技能者または1級〇〇塗装技能者を現場に配置	1.0	1.0 0.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】	
		②上記以外	0.0			
小 計				0.0~1.0		
合 計				5.0~7.1		

標準点(基礎点)	100点	
加算点	換算は行わない	通常の土木一式工事では6点
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点	
評価値	(技術評価点÷入札価格(千円))×10 <sup>4</sup>	

※ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。  
土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。  
例: 建築工事で、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。  
・選択項目で選択しなかった項目は削除すること  
「大規模災害時の協定締結」注釈記載例  
【土木一式工事の場合】  
・〇〇工事業を土木工事業と記載する。  
【建築一式工事の場合】  
・〇〇工事業を建築工事業と記載する。  
【管工事の場合】  
・〇〇工事業を管工事業と記載する。  
【電気工事の場合】  
・〇〇工事業を電気工事業と記載する。

※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、

建築一式、管、電気工事に適用年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 (5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士 (5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

**別記参考様式-2**

技術提案作成要領

(特別簡易型)

入札に付する工事の概要		
工事年度・工事番号	〇〇第〇号	
工事名	〇〇〇〇工事	
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内	
工事概要	入札公告を参照のこと	
工期		
予定価格		
調査基準価格		
支払条件		
契約の保証		
議会の議決		

入札書等の提出方法等	
<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p> <p>【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】</p>	
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）及び（その3）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）

オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）
【カ】	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】 現場に配置する技能者の資格（様式8）
キ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
【ク】	【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績（様式6）
【ケ】	【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験（様式7）
様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。	
技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。  なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。  また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。  ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。	

#### 技術提案の内容に関する留意事項

【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】

配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とす</p>

	る。
ウ	<p>当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。</p>
【エ】	<p>【「予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2億円以上の建築一式工事」に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul>
	<p>【「予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2億円以上の建築一式工事」以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。</li> </ul> <p>なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
【オ】	<p>【「予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事」以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。</li> </ul>

カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
【キ】	【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】 監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写し及び〇〇工事の監理技術者講習受講証明書の写しを添付すること。
【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績	
ア	〇〇年４月１日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを１件、様式６に記載するものとする。
イ	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合に限る。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のＣＯＲＩＮＳ（竣工登録）の写しを添付すること。 なお、ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、ＣＯＲＩＮＳ又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験	
ア	〇〇年４月１日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として〇〇による〇〇工事の施工経験の中から代表的なものを１件、様式７に記載するものとする。 施工経験は、求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事した工事を対象とする。 なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が２０％以上の場合に限る。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のＣＯＲＩＮＳ（竣工登録）の写しを添付すること。 ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、ＣＯＲＩＮＳ又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。 なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。

	工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。
県産品、リサイクル製品の積極利用	
	県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。
①	見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。 ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
②	①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。 提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。 ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。） ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。 ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。 また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。
③	①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用に関しては、様式3（その3）に記載するものとし、紀州材使用量が0.1m3以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。 提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。 ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材 ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。 ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したこと

	<p>が証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
<p>④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p>	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の1品目全数使用に関しては、様式3（その4）に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
<p>配置予定技術者の工事成績</p>	
<p>ア</p>	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定（以下「簡易評定」という）を行った県発注工事については、対象外とする。</p> <p>また、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p> <p>主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p><b>【予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業に適用】</b></p> <p>なお、上記に記載した主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した舗装工事業において簡易評定により評定を行った発注工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者</p>

	と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p><b>【電子入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p><b>【紙入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】	

資格を有する技能者の現場配置	
ア	当該工事に登録建設塗装基幹技能者又は1級〇〇塗装技能士を該当工種の作業期間中に常駐配置する場合に評価する。
イ	配置する技能者等について、氏名、取得している資格等を様式8に記載し、資格等の写しを添付すること。
ウ	配置する技能者などについて、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

	<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
	<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p> <p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

<p>その他の留意事項</p>	
	<p>入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。</p>
	<p>技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。</p>
	<p>技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。</p>
	<p>提出された技術提案は、返却しない。</p>
	<p>電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。</p>
	<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p>〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

様式 1 (特別簡易型)

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式 2 及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有 ・ 無 ）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有 ・ 無 ）
- 【3】 【予定価格（税抜き）1 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事  
以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式 3 の（その 1）、（その 2）及び（その 3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんびん登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式 3 の（その 1）、（その 2）、（その 3）及び（その 4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんびん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）
- 5 様式 4
- 6 様式 5 及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 【7】 【同種工事の施工実績を求める工事に適用】  
様式 6 及び同種工事の施工実績を証明する書類
- 【8】 【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】  
様式 7 及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 【9】 【特定建設業の許可後の継続年数を求める工事に適用】  
特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
- 【10】 【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】  
〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
- 【11】 【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事（区画線工事を除く）】  
様式 8 及び配置技能者等の資格を証明する書類

年 月 日

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇 様  
所在地  
商号  
代表者氏名

(様式 2) (特別簡易型)

【「予定価格(税抜き)1.2 億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2 億円以上の建築一式工事」以外に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

**技術者**

配置予定技術者の従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇	
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し(実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等)を添付すること。
- ※ 継続教育の取組が有る場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く

なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。

ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く
- ※ 当該工事に配置予定の監理技術者が他の工事の専任技術者と兼務する場合は、「監理技術者等(専任特例1号)の配置届出書」又は「監理技術者(専任特例2号)の配置届出書」を添付すること。「監理技術者(専任特例2号)の配置届出書」により兼務する場合は、監理技術者補佐の資格等についても様式2により提出すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 2) (特別簡易型)

【予定価格(税抜き)1 億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2 億円以上の建築一式工事に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者    ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し (実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等) を添付すること。
- ※ 継続教育の取組が有る場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 3) (特別簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 1)

### (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

① 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案

提案の有無	・有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない      ・無し
提案内容	見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記している県産品建設資材を全数使用することを誓約します。

※ 「有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない」か「無し」のいずれか記載すること。

※ 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 3) (特別簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 2) (県産品・リサイクル製品)

工事名：  
会社名：\_\_\_\_\_

② ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から 1 品目全数使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」を 1 品目全数使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
県認定リサイクル製品番号 けんさんびん登録番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○    ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 様式 3 (その 3) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。
- ※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品については次の HP を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)
- ※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。
- ※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その3） （県産品・リサイクル製品）

工事名：  
会社名：\_\_\_\_\_

③ ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup>以上の使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の紀州材 0.1m <sup>3</sup> 以上を使用します
提案する建設資材の名称	〇〇〇〇
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	〇〇〇〇
規格・型番等	〇〇〇〇
製造事業者等の名称	〇〇〇〇
製造事業者等の住所	〇〇〇〇
けんさんびん登録番号 県産認定リサイクル製品番号	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR〇〇-〇〇    ・県認定リサイクル製品番号 〇〇-〇〇（県産）
紀州材使用量	〇.〇m <sup>3</sup>

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 紀州材使用量がわかる数量計算書（自由様式）を添付すること。
- ※ 紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の木材使用量で評価する。
- ※ 様式3（その2）と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。
- ※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>（けんさんびん登録資材）  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html)（県産認定リサイクル製品）  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html>（紀州材認証システム）
- ※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材であることを証明する書類を添付すること。
- ※ 提案にあたっては次のHPに掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 3) (特別簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 4)

(県内開発建設技術)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

④「県内開発建設技術」を 1 品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し
提案	以下のとおり県内開発建設技術を 1 品目全数使用します
見積用参考資料 (金抜き設計書) における製品・工法の名称	〇〇〇〇〇
使用する県内開発建設技術の名称	〇〇〇〇〇
規格・型番等	〇〇〇〇〇
登録事業者等の名称	〇〇〇〇〇
登録事業者等の住所	〇〇〇〇〇
登録番号	県内開発建設技術登録番号

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 県内開発建設技術については次のウェブサイトを参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>
- ※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) (その 4) の全てを提出すること。

(様式 4) (特別簡易型) 【予定価格(税抜き)1,800 万円以上 3,600 万円未満の舗装工事業以外に適用】

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :

会 社 名 :

技術者氏名 : \_\_\_\_\_

記載する工事成績 (申請する工事成績に○をつけること)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績(注1)		
		現場代理人としての工事成績(注1)		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	〇〇年度 〇〇第〇 〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇点
2	〇〇年度 〇〇第〇 〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日 (〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)	〇〇点
3				
4				
5				
6				
平均			〇〇点	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
  - ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)
  - ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
  - ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)から記載すること。なお、和歌山県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。
  - ※ 〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
  - ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
  - ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
  - ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
  - ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
  - ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- (注1) 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、監理技術者補佐又は現場代理人として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 4) (特別簡易型) 【予定価格(税抜き)】1,800 万円以上 3,600 万円未満の舗装工事業に適用】

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :  
会 社 名 :  
技 術 者 氏 名 :

記載する工事成績 (申請する工事成績に○をつけること)	主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績			
	監理技術者補佐としての工事成績(注1)			
	現場代理人としての工事成績(注1)			
	主任(監理)技術者としての舗装工事業の工事成績(注2)			
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	〇〇年度 〇〇第〇 〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇点
2	〇〇年度 〇〇第〇 〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日 (〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)	〇〇点
3				
4				
5				
6				
平均		〇〇点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)から記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。なお、和歌山県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。
- ※ 〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事事目的物が完成し、引渡しが完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- (注1) 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、監理技術者補佐又は現場代理人として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- (注2) 予定価格(税抜き)3,600万円未満の舗装工事業の入札案件については、主任(監理)技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人(監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。)のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した舗装工事業において簡易評定を行った発注工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 5) (特別簡易型) 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況： 年 月 日 受付済み 申請内容（災害協定に同意し加入している団体）  (一社)〇〇協会  (一社)〇〇協会（選択：建築、管、電気）
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日： 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日： 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）及び添付書類の写しを添付すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書（県内建設業者）（様式第 1 号・第 2 号その 1）及び添付書類の写しを添付すること。

＜上記添付書類＞

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第 8 号）
- ・証明書（大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明）

※ 入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

(様式 6) (特別簡易型) 【同種工事の施工実績を求める工事に適用】

## 同種工事の施工実績

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

同種工事の条件	〇〇年 4 月 1 日以降から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した〇〇による〇〇工事の施工実績共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあつては、構成員の実績を認める。
工 事 名 称 等	工事名称 〇〇〇〇〇工事 (CORINS 登録番号)
	発注機関名 〇〇〇〇〇〇
	施工場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額 (全体の金額を円単位で記入する)
	工期 〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	受注形態 単体 又は 〇〇・〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)
工 事 概 要	構造・型式 ・〇〇工事 〇〇m
	規模・寸法等
	使用材料・数量
	施工条件 ・地形地質条件 ・施工方法

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のCORINSの写しを添付すること。
- ※ CORINSに登録されていない場合は、契約書(工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写し又は発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)を添付すること。
- ※ CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。

(様式7) (特別簡易型) 【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】

## 配置予定技術者の経験

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇	
工事経験の条件		〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した〇〇による〇〇工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。	
工事 経験 の 概 要	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)	
	従事役職、従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐 〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】	
	工 事 内 容	構造・型式	・〇〇工 〇〇〇㎡
		規模・寸法等	
		使用材料・数量	・コンクリート 〇〇〇m <sup>3</sup> ・ブロック 〇〇〇個
施工条件		・地形地質条件 ・施工方法	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のCORINSの写しを添付すること。
- ※ CORINSに登録されていない場合は、契約書(工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写し又は発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)を添付すること。  
なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式 8) (特別簡易型)

【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用 (区画線工事を除く)】

## 現場に配置する技能者の資格

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

下記のものを該当工種の作業期間中は常駐とすることとします。また、本工事の作業期間中は他工事と兼務しないことを申し添えます。

### 技能者等

現場配置技能者等の氏名	〇〇 〇〇
資格	1 級〇〇塗装技能士 (取得年月日及び登録番号) 登録建設塗装基幹技能者 (取得年月日及び登録番号)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 職業能力開発促進法第 47 条第 1 項による指定試験機関が実施している「技能検定試験制度」に基づく塗装技能士に関する学科及び実技試験に合格した 1 級〇〇塗装技能士の資格を有する者又は建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を終了した登録建設塗装基幹技能者の資格を有する者 1 名について記載すること。
- ※ 資格取得者を確認できる資料として、合格証書等の写しを添付すること。
- ※ 直接的な雇用関係 (所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係 (賃金、労働時間、雇用、権利構成) が存在すること) を確認できる書類 (「監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し) を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】  
 (提案様式1) (特別簡易型)

総合評価方式(特別簡易型) 申告点数表(案)				(土木一式工事)		
工事名						
工事場所						
予定価格						
会社名						
許可番号						
配座予定技師者の氏名						
配座予定技師者の能力	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考
			①78点以上	1.0		
			②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ~ 0.0		
			③65点以上68点未満	0.0		
			④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ~ -1.0		
	②主任(監理)技師者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0			
		②2級土木施工管理技士(〇〇) ③上記以外	0.5 0.0	※技術士は、〇〇が〇〇は総合技術監理部門(〇〇)に別して評価する。		
	③主任(監理)技師者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者	1.0			
		②2級建築施工管理技術者 ③建築施工管理技術者の資格なし	0.5 0.0	【建築工事又は建築の占める割合が高い工事に適用】		
	④建築監理(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技師者と取り替える資格に因する建設業継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0			
		②建設業継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5	※建設業継続教育は建設業CPD協議会に加盟し、推奨単位を達成しているに限りする。 ※当該工事の主任(監理)技師者と取り替える資格は、四次監督等の取得のみで当該工事の主任(監理)技師者と取り替える資格に属する。		
		③なし	0.0			
	小 計					
	地域貢献	①本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0		
			②上記以外	0.0	【予定価格(総額)が100万円以上の工事の場合】 【市町村が建設費助成を行う場合、建設費助成額の工事の場合は、建設費助成額と建設費助成率の積算率に引いて評価する。】 【総務省が実施可能な建設費助成率の積算率に引いて評価する。】 【工事箇所が同一の市町村に本店を有する】	
②大規模受発注時の協賛締結		①あり	1.0	土木一式、建築一式、電気工事に適用 ※見積り企業が参加可能な工事については選択しない。		
		②なし	0.0			
③原産品、リサイクル製品の積極利用		農産品・リサイクル製品	①原産品参考資料(金銭設計書)に「農産品」または「農産物リサイクル製品」と記載している農産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0		
			②上記の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「農産物リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0	※当該工事の購入品又は使用数量の10%以上が農産物リサイクル製品に由来するものであることとする。 ※農産物参考資料(金銭設計書)に「農産品」/「農産物リサイクル製品」のいずれも記載がない場合は、0点を評価するものとする。	
		県内開発建設技術	①「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0	【県内開発建設技術を必須とする工事に適用】	
			小 計			
担い手確保		①資格を有する技師者の現場配置	①登録建築士または技術士または1級〇〇建築士を現場に配置 ②上記以外	1.0 0.0	【建築工事又は建築の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】	
			小 計			
合 計						
※ 書面による技術提案を確定した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が誤大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が誤小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない) ・当該様式の提出がない場合は失格とする。 ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価)がある場合は最も低い評価点に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない)場合を含む。場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 ・技術提案提出時に配座予定技師者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小計第1位を切り捨て差数止めとし、その申告点数は小計第1位まで記載する。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を含む)営業所を継続し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。まい。 ・大規模受発注時の協賛締結は、特に当該工事に関係した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 ① 大規模受発注日時点において、次のいずれかの条件に該当する者は「あり」とし、加算評価する。 ・人札参加資格認定において〇〇工事の当該項目で加点(4)されている者であつても、和歌山県建設工事人札参加資格審査取組の基準に規定する人札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事の当該項目の取組みがあると確認できる者 ・人札参加資格認定において〇〇工事の当該項目で加点(4)されている者であつても、人札書提出日時点において、次のいずれかの条件に該当する者は「あり」とし、評価しない。 ・要緊応急対応能力者名簿にから削除されている者 ・〇〇工事の当該項目で加点(4)されない内容の人札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者						

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。  
 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜変更する。  
 例: 建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。  
 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること

「大規模受発注時の協賛締結」記載記録例  
 【土木一式工事の場合】  
 ・〇〇事業を土木一式事業と記載する。  
 【建築一式工事の場合】  
 ・〇〇事業を建築一式事業と記載する。  
 【管工事の場合】  
 ・〇〇事業を管工事事業と記載する。  
 【電気工事の場合】  
 ・〇〇事業を電気工事事業と記載する。

総合評価方式(特別簡易型) 申告点数表(案)

(土木一式工事以外)

工事名	
工事場所	
予定価格	
会社名	
許可番号	
配置予定技術者の氏名	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0		※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という)として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。(以下「契約額」という。))1,500万円以上の「国土整備部工事(建設・改修工事)等」或は「建設業法」より評定を行う「県発注工事(知事部局又は教育委員会等専管で産業局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県国土整備部工事成績評定基準第5の3第2の規定により評定(以下「簡易評定」という)を行った県発注工事については、対象外とする。 【共通】 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事であり、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 【予定価格(特抜き)1,800万円以上3,600万円未満の建設工事の場合】 ※監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人(監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者となり得る資格を保有した上で配置された工事に限る。)のいずれも配置された対象工事がない場合は、当該の主任技術者として従事した建設工事において簡易評定により評定を行った工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、69点とする。	
		②55点以上75点未満 10×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格II	①1級舗装施工管理技術者	1.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に限る。	
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5				
③なし		0.0				
小 計						
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0		【予定価格(特抜き)6,000万円以上の工事の場合】 【市町村内】を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海軍工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 【工事箇所と同一の市町村内】を「県内」とする。	
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。	
		②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8		※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで継続したものが認められるものとする。 ※2. ①で選択した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を高く評価するものとする。
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
		県内開発建設技術	②上記以外	0.0		
			③「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
			④上記以外	0.0		
小 計						
(4)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0		【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】		
	②上記以外	0.0				
合 計						

※

- ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
  - ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
  - ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)
- ・当該様式の提出がない場合は失格とする。
- ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
- ・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。
- ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。
- ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。
- ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記の通りとする。
  - 1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
    - ・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の緊急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
    - ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
  - 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
    - ・「災害緊急対策協力者名簿」から削除されている者
    - ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

- ・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。
- ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。
- ・例: 建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。
- ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること
- 「大規模災害時の協定締結」記載記載例
  - 【土木一式工事の場合】
    - ・〇〇工事業を土木工事業と記載する。
  - 【建築一式工事の場合】
    - ・〇〇工事業を建築工事業と記載する。
  - 【管工事の場合】
    - ・〇〇工事業を管工事業と記載する。
  - 【電気工事の場合】
    - ・〇〇工事業を電気工事業と記載する。

### 主任技術者の兼務届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所在地  
商号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と合わせて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内(災害復旧工事等を含まない場合は2件)であることを申し添えます。

#### 記

#### 1 届出の理由

<input type="checkbox"/>	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
<input type="checkbox"/>	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。(どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。)

#### 2 既に配置されている工事

##### 相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名	技術者の従事役職		

##### 相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名	技術者の従事役職		

注(1) 監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「監理技術者等(専任特例1号)の配置届出書」若しくは「監理技術者(専任特例2号)の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務させる理由

<input type="checkbox"/>	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
<input type="checkbox"/>	施工にあたり相互に調整を要するため(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む)

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

#### 4 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。(A4,1枚)  
(※) 工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内(災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事)であること。

注(1) 管内図等を使用し応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

## 監理技術者等（専任特例1号）の配置届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する監理技術者等について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

### 記

#### 1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者等が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
<input type="checkbox"/>	工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内

#### 2 配置の誓約事項

契約後、下記の措置が取られない場合は工事を兼務させず、専任の技術者を配置します。それにより当該配置技術者が変更となったときはやむを得ない事由を除き不履行時のペナルティの対象となることに異存ありません。

<input type="checkbox"/>	下請次数は3次までとします。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事に監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置します。連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の1年以上の実務経験を有する者を配置できます。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事にCCUS等の遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じます。
<input type="checkbox"/>	人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出します。
<input type="checkbox"/>	工事現場の状況の確認をするため必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）を設置します。本工事及び兼務工事は必要な情報のやりとりが確実に実施できます。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしています。

※ レまたは■を記載すること。

#### 2 兼務する工事

発注者	
工事番号	
工事名	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
施工箇所	
技術者氏名	技術者の従事役職

※ 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者の途中交代が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めるが、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付し、おおよその移動時間を記載すること。（A4,1枚）  
（※）工事現場間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- 注）移動時間は、地図サイト等を使用し、予測される移動時間を出力したもの等で差し支えない。

## 監理技術者（専任特例2号）の配置届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する監理技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

### 記

#### 1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置できる。
<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
<input type="checkbox"/>	監理技術者が兼務できる工事は同一建設部管内の範囲である。 (○○市、○○町・・・)
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

※ レまたは■を記載すること。

#### 2 兼務する工事

発注者		
工事番号		
工事名		
工期	年 月 日から	年 月 日まで
施工箇所		
技術者氏名	技術者の従事役職	

※ 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者の途中交代が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めるが、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務工事箇所図

※ 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載すること。

※ 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

## 営業所技術者等の配置届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する監理技術者等について、営業所技術者等を兼務させるので届け出ます。

### 記

#### 1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者等が配置できる工事は、1件まで。
<input type="checkbox"/>	営業所と工事現場の移動時間がおおむね2時間以内

#### 2 配置の誓約事項

契約後、下記の措置が取られない場合は工事を兼務させず、専任の技術者を配置します。それにより当該配置技術者が変更となったときはやむを得ない事由を除き不履行時のペナルティの対象となることに異存ありません。

<input type="checkbox"/>	下請次数は3次までとします。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事に監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置します。連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の1年以上の実務経験を有する者を配置できます。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事にCCUS等の遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じます。
<input type="checkbox"/>	人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出します。
<input type="checkbox"/>	工事現場の状況の確認をするため必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）を設置します。本工事及び兼務工事は必要な情報のやりとりが確実に実施できます。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしています。

※ レまたは■を記載すること。

#### 3 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付し、おおよその移動時間を記載すること。（A4,1枚）  
（※）工事現場間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- 注）移動時間は、地図サイト等を使用し、予測される移動時間を出力したもの等で差し支えない。

## 9. 「特別簡易型 B ランク」総合評価落札方式

土木一式 B ランク工事（予定価格（税抜き）1,800 万円以上 3,600 万円未満）の 2 割程度の件数で適用する総合評価落札方式については、「特別簡易型」を採用するものとする。対象工事は県土整備部発注の予定価格（税抜き）1,800 万円以上 3,600 万円未満の土木一式工事※1（以下「候補工事」という。）とする。

※1 海上工事、PC 上部工事を除く

### 1) 総合評価落札方式適用工事の決定方法※選定イメージ図参照

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、候補工事のうち、約 2 割を無作為抽出する。

#### 【手順】

1 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価（B ランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。

2 各候補工事について、「客観的な数値※2」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を特別簡易型及び「企業チャレンジモデル工事実施要領」に定める「企業チャレンジモデル工事（以下、モデル工事という。）」それぞれ約 2 割ずつにするために下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 通し番号 1 をモデル工事を選定した場合には、次の 2, 3, 4, 5 は通し番号を付すが、モデル工事を選定はしない。特別簡易型を選定は引き続き行い、通し番号 2 を特別簡易型に選定した場合には、次の 3, 4, 5 は通し番号を付すが、特別簡易型にも選定しない。次の選定は、通し番号 6 から同様に繰り返す。

(2) 通し番号 1, 2 及び 3 がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、次の 4, 5 番を「客観的な数値」によりどちらかの型式の総合評価に選定する。

なお、選定を行わない工事は公表しない。

3 通し番号は各年度で付すものとする。

#### ※2 「客観的な数値」

・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	特別簡易 チャレンジ	0 又は 5 4 又は 9	1 又は 6 0 又は 5	2 又は 7 1 又は 6	3 又は 8 2 又は 7
工事に付した通し番号		1 6	2 7	3 ...	4 ...

・通し番号 1, 2 及び 3 がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場

合は、通し番号 4 について、候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字が、奇数の場合は特別簡易型、偶数の場合はモデル工事とし、通し番号 5 は選定されなかった型式とする。

#### 4 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、前頁 4 の手順 3 により選定した工事は、前頁 4 の手順 2) によりあらかじめ掲示した「総合評価候補工事表」に特別簡易型若しくはモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- ・特別簡易型適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表 年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
1	7	〇〇第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■●町 ★★地内	○

- ・モデル工事適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表 年 月 日

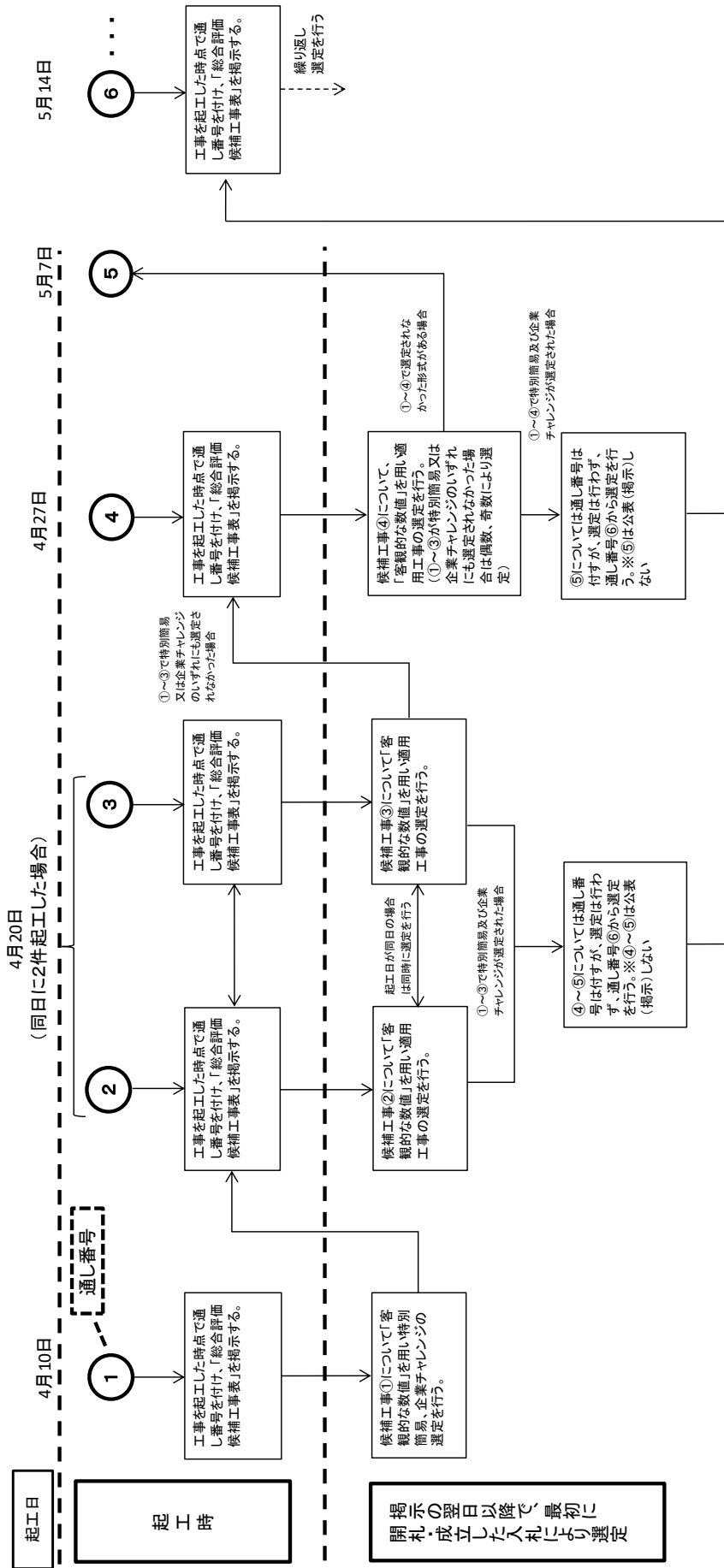
通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
2	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

- ・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価（B ランク）候補工事表 年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
3	7	△△第○号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	—

Bランク※選定イメージ図



2) 落札者決定基準 別記参考様式-1

特別簡易型（Bランク） 落札者決定基準（案）

総合評価方式(特別簡易型(Bランク)) 落札者決定基準(案)									
予定価格(税抜き) 1,800万円以上3,600万円未満未満の工事に適用									
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	①75点以上		1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任技術者として従事した予定価格(税抜き)が、公告日が令和8年5月31日以前のものについては、3,000万円未満、令和8年6月1日以降のものについては、3,600万円未満の工事のうち当該年度を含まない4ヶ月前の4月1日から公告の日前までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む)1,500万円以上の農土整備部工事成績評定要項又は農土整備部工事(建築-設備工事等)成績評定要項により評定を行った農発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県農土整備部工事成績評定要項第5の3項の規定により評定を行った農発注工事については、対象外とする。 なお、主任技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績。 ※農発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む)1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者候補として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		1.0 ~ -1.0					
		③55点未満		-1.0					
	②主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	/ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。			
		②2級土木施工管理技士(土木)		0.5					
	③上記以外		0.0						
	③継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0	/ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を決定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5				
			③なし		0.0				
	小 計				/ 3.0				
地域貢献	①本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	/ 1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】			
		②上記以外		0.0					
	②大規模災害時の協定締結	①あり		1.0	/ 1.0				
		②なし		0.0					
	③県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県産認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外		0.8 0.0	/ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに入札したことが証明できるものに限る。 ※2.全ての建設資材の調達率は必ずしも100%とはならない。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県産認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外		0.1 0.0				
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案 上記以外		0.1 0.0				
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外		0.1 0.0				
		県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外		0.1 0.0			/ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			小 計		/ 3.0(3.1)				
合 計				/ 6.0(6.1)					
標準点(基礎点)	100点								
加算点	換算は行わない								
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点								
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>4</sup>								
※	<p>・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。</p> <p>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の農発注工事※1の主任(監理)技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。)</p> <p>※1舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く</p> <p>※2 引渡し完了していない場合とする</p> <p>・本店の有無で、本店とは異なる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</p> <p>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。</p> <p>1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> <p>2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> <p>・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</p>								

※1 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※2 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

a) 評価内容にかかる留意点

**配置予定技術者の能力**

書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事※1の主任（監理）技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。）

※1 舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く

※2 引渡し完了していない場合とする

(1) 過去4年間の工事成績の平均値

① 過去4年間の工事成績の平均値については、配置予定技術者が主任技術者として従事した予定価格（税抜き）が、3,600万円未満の工事のうち、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行った県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）により評価するものとし、業種は問わないものとする。ただし、簡易評定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。

主任技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

② 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事において、主任技術者として配置された工事を対象とする。

なお、主任技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資

格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

- ③ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として、工期の 1/2 以上の従事期間（現場代理人の場合は全工事期間）のものに限る。  
また、実績がない場合には 65 点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第 1 位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が 1 件で工事成績が 71 点の場合、0.6 点の得点となる。

$$1.0 \times (71 - 65) / 10 = 0.6$$

例：実績が 3 件で工事成績の平均値が 67 点の場合、0.2 点の得点となる。

$$1.0 \times (67 - 65) / 10 = 0.2$$

その他の留意点については、特別簡易型と同様とする。

### 3) 実施手順

試行工事の決定以外の実施手順については、特別簡易型と同様とする。

#### a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

#### b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ① 入札に付する工事の概要
- ② 入札書等の提出方法等
- ③ 技術提案の様式及び提出方法
- ④ 技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤ 苦情申し立て
- ⑥ その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

別記参考様式-2 に作成例を示す。

#### c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（別記 2-1 号様式）を作成し、公表するものとする。（総合評価を行うため落札者決定を保留する旨記載の事）

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は、別記3号様式により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」において加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合\*及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の5.文書注意の-8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること。

別記参考様式-1

別紙-1

別紙-1 総合評価方式(特別簡易型(Bランク)) 落札者決定基準(案)								
県土整備部(振興局建設部)名: _____ 課(建設部)								
工事名								
工事場所								
予定価格								
工事概要								
各評価項目の選定理由								
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考			
価格以外の評価点	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0 ~ -1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任技術者として従事した予定価格(税抜き)が、公告日が令和8年5月31日以前のものについては、3,000万円未満、令和8年6月1日以降のものについては、3,000万円未満の工事のうち当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事)成績評定要領により評定を行った県発注工事(知事補助又は教育委員会所管事業や振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績。 ※県発注工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、0.0点とする。		
		②65点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0						
		③65点未満	-1.0					
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 ②2級土木施工管理技士(土木) ③上記以外	1.0 0.5 0.0	/ 1.0		※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。		
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	/ 1.0	0.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5					
		③なし	0.0					
	小計				/ 3.0			
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	/ 1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】		
			②上記以外	0.0				
(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	/ 1.0	0.0			
		②なし	0.0					
(3)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品、リサイクル製品	①見種用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	/ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で提案した品目の提案の金額はどちらも詳細しだいとする。 ※見種用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」(県認定リサイクル製品)のどちらか明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1				
			③上記以外	0.0				
		県内開発建設技術	④上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1			/ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			⑤上記以外	0.0				
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1				
小計				/ 3.0(3.1)				
合計				/ 6.0(6.1)				
標準点(基礎点)	100点							
加算点	換算は行わない							
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点							
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>5</sup>							
※	<p>・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。</p> <p>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事※1の主任(監理)技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。)</p> <p>※1(舗装)工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,000万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く</p> <p>※2 引渡し完了していない場合とする</p> <p>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</p> <p>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。</p> <p>1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> <p>2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> <p>・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</p>							

**別記参考様式-2**

技術提案作成要領

(特別簡易型(Bランク))

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p><b>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</b></p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）及び（その3）</p> <p><b>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</b></p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）

カ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
	様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
	技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
	発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。 <p>なお、技術提案の書面（押印後のもの）をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。</p>

技術提案の内容に関する留意事項	
	配置予定技術者の資格等
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3か月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	<p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。</li> </ul>

	<p>なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
エ	<p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。</li> </ul>
オ	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>
<p>県産品、リサイクル製品の積極利用</p>	
	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。</p>
①	<p>見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。</p> <p>ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。</p>
②	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。）</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
③	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m3</p>

	<p>以上の使用に関しては、様式3（その3）に記載するものとし、紀州材使用量が0.1m<sup>3</sup>以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
<p>④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p>	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の1品目全数使用に関しては、様式3（その4）に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
<p>配置予定技術者の工事成績</p>	
<p>ア</p>	<p>配置予定技術者が主任技術者として従事した予定価格（税抜き）が、公告日が令和8年5月31日以前のものについては、3,000万円未満、令和8年6月1日以降のものについては、3,600万円未満の工事のうち当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評価を行った県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評価を行った県発注工事については、対象外とする。また、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>主任技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事が該当する場合に</p>

	<p>限り、工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期(一時中止期間、工場製作期間を除く)の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者の能力に関する評価について	
	<p>書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事<sup>※1</sup>の主任(監理)技術者となっている場合<sup>※2</sup>は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。)</p> <p>※1 舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く</p> <p>※2 引渡し完了していない場合とする</p>
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p><b>【電子入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p><b>【紙入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請(県担当機関に受け付けられたものに限る。)をしている者は、申請

	内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札

	参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒〇〇〇〇－〇〇〇〇</p> <p>〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p>〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>電話 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇</p>

様式1 特別簡易型(Bランク)

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有 ・ 無 ）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有 ・ 無 ）
- 3 主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式3の（その1）、（その2）及び（その3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんぴん登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式3の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんぴん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）
- 5 様式4
- 6 様式5及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）

年 月 日

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇 様

所在地

商号

代表者氏名

(様式 2) 特別簡易型(Bランク)

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	1級土木施工管理技士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格（取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社） 監理技術者講習（取得年月日、修了証番号）	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。

※ 継続教育の取組がある場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

- ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
- ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。  
なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

※ 当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

- ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
- ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。  
ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。

技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 3) 特別簡易型 (B ランク)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 1)

### (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

① 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案

提案の有無	・有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない	・無し
提案内容	見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記している県産品建設資材を全数使用することを誓約します。	

※ 「有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない」か「無し」のいずれか記載すること。

※ 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

## 県産品、リサイクル製品の積極利用（その2） （県産品・リサイクル製品）

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

② ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」を1品目全数使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
県認定リサイクル製品番号 けんさんびん登録番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○（県産）

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 様式3（その3）と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>（けんさんびん登録資材）

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html)（県産認定リサイクル製品）

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次のHPに掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）（その3）の全てを提出すること。

(様式 3) (特別簡易型) (B ランク)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 3) (県産品・リサイクル製品)

工事名:

会社名: \_\_\_\_\_

③ ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup>以上の使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の紀州材 0.1m <sup>3</sup> 以上を使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
けんさんびん登録番号 県認定リサイクル製品番号	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○    ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)
紀州材使用量	○.○m <sup>3</sup>

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 紀州材使用量がわかる数量計算書 (自由様式) を添付すること。

※ 紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の木材使用量で評価する。

※ 様式 3 (その 2) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材認証システムについては次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html> (紀州材認証システム)

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 3) 特別簡易型 (B ランク)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 4)

(県内開発建設技術)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

④「県内開発建設技術」を 1 品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し
提案	以下のとおり県内開発建設技術を 1 品目全数使用します
見積用参考資料 (金抜き設計書) における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 県内開発建設技術については次の HP を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>
- ※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) (その 4) の全てを提出すること。

(様式 4) 特別簡易型(Bランク)

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :

会 社 名 :

技術者氏名 : \_\_\_\_\_

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績		
		現場代理人としての工事成績		
番 号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	○○点
2	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	○○点
3				
4				
5				
平均		○○点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)
- ※ 主任技術者として配置された対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は予定価格(税抜き)が、公告日が令和8年5月31日以前のものについては、3,000万円未満、令和8年6月1日以降のものについては、3,600万円未満の工事のうち当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行った県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。ただし、ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。なお、和歌山県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。
- ※ ○○年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物の完成及び引渡しが完了した工事を対象とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。

通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- ※ 書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事<sup>※1</sup>の主任（監理）技術者となっている場合<sup>※2</sup>は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。  
(減点評価のみ実施する。)

※1 舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事  
配置技術者が非専任のものを除く

※2 引渡し完了していない場合とする

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式5) 特別簡易型(Bランク) 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況： 年 月 日 受付済み 申請内容（災害協定に同意し加入している団体）  (一社)〇〇協会  (一社)〇〇協会（選択：建築、管、電気）
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日： 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に40点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日： 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）及び添付書類の写しを添付すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書（県内建設業者）（様式第1号・第2号その1）及び添付書類の写しを添付すること。

<上記添付書類>

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第8号）
- ・証明書（大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明）

※ 入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目に40点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】  
 (提案様式1) 特別簡易型(Bランク)

総合評価方式(特別簡易型(Bランク)) 申告点数表(案)								
工 事 名								
工 事 場 所								
予 定 価 格								
会 社 名								
許 可 番 号								
配置予定技術者の氏名								
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考			
価格以外の 評価点	配置予定技術者の能力	①75点以上		1.0		※配置予定技術者が主任技術者として従事した予定価格(仮抜き)が、公告日(令和8年5月31日)以前のものについては、3,000万円未満、令和8年6月1日以降のものについては、3,600万円未満の工事のうち当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに工事事務物が完成し、引渡し(引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の県土整備工事成績評定資格又は県土整備部工事(建築・修繕工事等)成績評定資格により評定を行った県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で環境県建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定資格第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績。 ※県発注工事の成績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。))1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。		
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		1.0 ～ -1.0				
		③55点未満		-1.0				
	②主任(監理)技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0		※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。		
		②2級土木施工管理技士(土木)		0.5				
		③上記以外		0.0				
	③継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0		※建設系継続教育は「建設系CPO協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5				
		③なし		0.0				
	小 計							
地域貢献	①本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】			
		②上記以外		0.0				
	②大規模災害時の 協定締結	①あり		1.0				
		②なし		0.0				
	③県産品、リサイクル 製品の積極利用	県産品、 リサイクル 製品	①異種用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外			0.8 0.0	※当該工事で購入するものは入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で選定した品目の提案の場合はどちらか1つのものとする。 ※異種用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらか1つ明記がない場合は、①を加点評価するものとする。	
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外			0.1 0.0		
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案 上記以外			0.1 0.0		
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外			0.1 0.0		
		県内開発 建設技術	④			0.1		/ 0.1 【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			上記以外			0.0		
小 計								
合 計								
※ ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない) ・当該様式の提出がない場合は失格とする。 ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価方式により発注された他の県発注工事※1の主任(監理)技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。) ※1 舗装工事の工事のうち公告日(令和8年5月31日)以前のものと予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日(令和8年6月1日)以降のものと予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く ※2 引渡し(引渡しが完了していない場合)とする ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組を評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1) 入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組があると確認できる者 2) 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応対策協力者名簿」から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者 ・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。								

## 主任技術者の兼務届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と合わせて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

### 記

#### 1 届出の理由

<input type="checkbox"/>	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
<input type="checkbox"/>	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

#### 2 既に配置されている工事

##### 相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工 期	年 月 日	から	年 月 日まで
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

##### 相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工 期	年 月 日	から	年 月 日まで
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

注(1) 監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「監理技術者等（専任特例1号）の配置届出書」若しくは「監理技術者（専任特例2号）の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務させる理由

<input type="checkbox"/>	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
<input type="checkbox"/>	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

#### 4 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4, 1枚）  
（※）工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で行く可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

## 10. 「簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き) 6,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として「簡易型」を採用するものとする。

ただし、予定価格(税抜き)6,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満の工事については、当面、特別簡易型を採用するものとする。

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数(適切であれば優劣は問わない)により、客観的に評価を行うものとする。

1) 落札者決定基準 (別記参考様式-3)

表-5 簡易型 落札者決定基準 (案)

<b>簡易型</b> 予定価格(税抜き) 6,000万円以上1億2,000万円未満の土木一式工事に適用							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須		
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5				
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0				
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5				
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	1.0	必須	配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事的物が完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定委員会又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定委員会により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近隣地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事的物の完成及び引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、6.5点とする。	
		②68点以上78点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 68.0) / 10.0$	1.0 ~ 0.0				
		③65点以上68点未満	0.0				
		④55点以上65点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 68.0) / 10.0$	0.0 ~ -1.0				
		⑤55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。 ※1	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5				
		③上記以外	0.0				
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3
②上記以外			0.0				
(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	選択	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。	
		②なし	0.0				
(3)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1			
			③上記以外	0.0			
		県内開発建設技術	④上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1			
			⑤上記以外	0.0			
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	選択	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】	
		②上記以外	0.0				

以上 9.1点以内で、換算は行わない

**簡易型**

予定価格(税抜き) 6,000万円以上1億2,000万円未満の土木一式工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須	
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5			
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0			
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5			
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5				
③なし		0.0				
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	
		②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須
			上記以外	0.0		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
		上記以外	0.0			
		③	上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1		
			上記以外	0.0		
④県内開発建設技術	「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1	0.1	(選択)	
	上記以外	0.0				
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	
		②上記以外	0.0			

以上 9.1点以内で、換算は行わない

- ※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用  
年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 (5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士 (5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

- ※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

- ※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

a) 評価項目にかかる留意点

**簡易な施工計画**

- (1) 品質管理、工程管理等についての技術提案

簡易な施工計画に記載がない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。

その他の留意点は特別簡易型と同様とする。

2) 実施手順

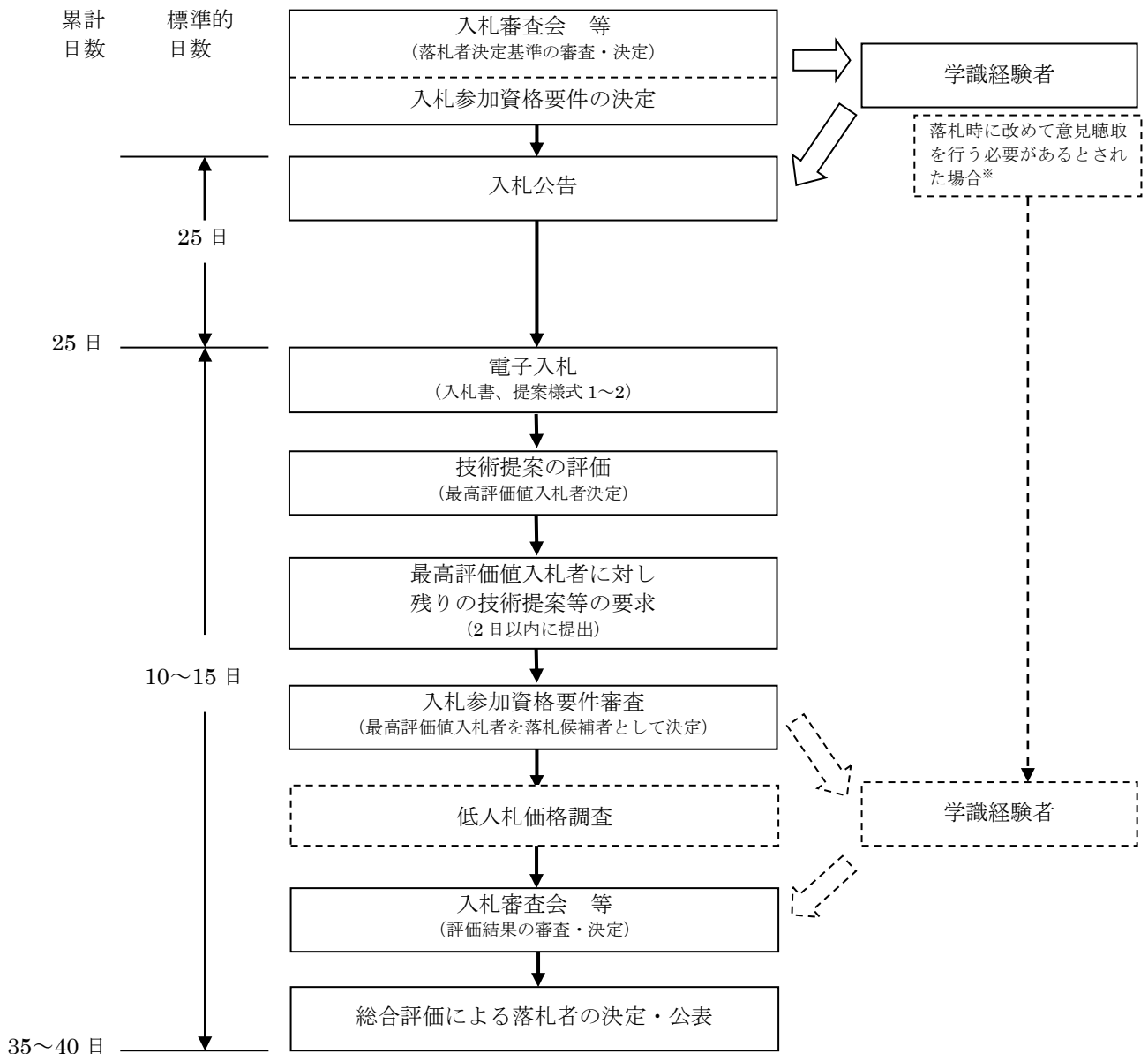
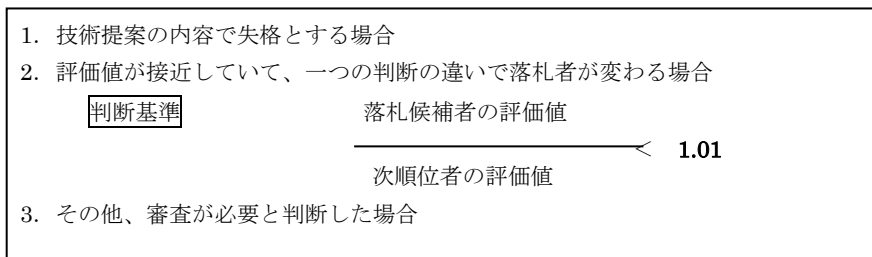


図-3 簡易型フロー図

※学識経験者の意見聴取を必要とする条件



a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

別記参考様式-4に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（別記 2-2 号様式）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が 2 位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

ただし、落札者決定基準の策定にかかる意見聴取時に、落札決定を行う場合に改めて学識経験者の意見聴取を行う必要があるとされた場合（意見聴取を必要とする条件に該当する場合は、学識経験者の意見聴取を行った上で、入札審査会等に諮るものとする。

また、簡易な施工計画が適切でなく、失格とした場合にも、学識経験者の意見聴取を

行うことを原則とする。

簡易な施工計画等が適切でなく、失格とした場合は別記 3 号様式により通知するものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（簡易な施工計画は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、簡易な施工計画の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、簡易な施工計画の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g) 評価内容の担保

簡易型総合評価落札方式における、施工計画については、簡易な検討によるものであることから、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点のみとする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）において加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合\*及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の 5.文書注意の-8 点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

h) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

別記参考様式-3

別紙-1

別紙-1		総合評価方式(簡易型) 落札者決定基準(案)				(土木一式工事)		
		農土整備部(振興局建設部)名				環(建設部)		
工事名								
工事場所								
予定価格								
工事概要								
各評価項目の選定理由								
価格以外の評価点	留意な施工計画	評価項目	評価内容	評価基準		配点	得点	備考
				①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0			
	②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5						
	③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0						
	④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5						
	⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0						
	小計						2.0	
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0				配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日前までに工事目的物の完成し、引渡しが完了した契約額(得意先及び地方消費税率の額を含む)1,500万円以上の農土整備部工事成績評定実績又は農土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定実績により評価を行う発注工事(工事部又は助産部員等管理業務で農産物建設等の出先機関が発注する工事を除く。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県農土整備部工事成績評定要項第5.3項の規定により評定を行った発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と併り得る資格を保持した上で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※発注工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日前までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額(得意先及び地方消費税率の額を含む)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と併り得る資格を保持した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、0.5点とする。
			②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	0.0	1.0	0.0		
			③65点以上68点未満	0.0	0.0	0.0		
			④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	0.0	0.0	-1.0		
			⑤55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0				※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。 ※監理技術者の配置を求めた場合は、資格取得後の年数を評価する。※1	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5	1.0				
		③上記以外	0.0					
④上記以外		0.0						
(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者	1.0				【建築工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】		
	②2級建築施工管理技術者	0.5	1.0					
	③3級建築施工管理技術者の資格なし	0.0						
(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と併り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0				※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と併り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と併り得る資格に限る。		
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5	1.0					
	③なし	0.0						
小計						3.0~4.0		
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0			海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3		
		②上記以外	0.0	1.0				
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0			土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※例外企業が参加可能な工事については選択しない。		
		②なし	0.0	1.0				
	(3)農産品、リサイクル製品の種別利用	農産品、リサイクル製品	①見引用参考資料(金抜き設計書)に「農産品」または「農産認定リサイクル製品」と明記している農産品建設資材の全数使用を提案	0.8			※当該工事や購入するもの又は入札書提出日の前日から入札書提出日までで継続したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の種類の場合はどちらか評価しないものとする。 ※建設系継続教育(建設系CPD協議会)で農産品(農産認定リサイクル製品)のどちらか取得がない場合は、①を満点評価するものとする。	
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「農産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1	1.0			
			上記①以外	0.0				
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「農産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1				
			上記①以外	0.0				
	農内開発建設技術	④「農内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	0.1			【農内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
上記①以外		0.0						
小計						2.0~3.1		
(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設業基幹技能者または1級〇〇塗装技能者を現場に配置	1.0				【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(仮面職工事を除く)。】		
	②上記以外	0.0	1.0					
小計						1.0		
合計						7.0~9.1		
標準点(基礎点)		100点						
加算点		換算は行わない						
技術評価点		標準点(基礎点)+加算点						
評価値		技術評価点/入札価格(千円)×10 <sup>5</sup>						
※ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加算評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対応業務取組」項目で加算(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加算(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加算(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対応業務力者名簿」から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加算(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者								

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。  
 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を調査設定する。  
 ・例) 建築工事で、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。  
 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること  
 ・「大規模災害時の協定締結」記載取扱い  
 特別簡易型参照



- ※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、  
 建築一式、管、電気工事に適用年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 (5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士 (5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

- ※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし和歌山市内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

- ※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内(ただし海南工事事務所管内に限る)に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

**別記参考様式－4**

技術提案作成要領

(簡易型)

入札に付する工事の概要		
工事年度・工事番号	〇〇第〇号	
工事名	〇〇〇〇工事	
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内	
工事概要	入札公告を参照のこと	
工期		
予定価格		
調査基準価格		
支払条件		
契約の保証		
議会の議決		

入札書等の提出方法等	
<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び技術提案2並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p> <p>なお、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p>	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。	
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）及び（その3）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）

【カ】	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】 現場に配置する技能者の資格（様式6）
キ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
ク	簡易な施工計画
（ア）	技術提案（提案様式2）
（i）	○○○○○○○についての提案
（ii）	○○○○○○○についての提案
	・・・・・・・・・・・・・・・・
様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。	
技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を提出しなければならないものとする。  なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。  また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。  ただし、紙入札の場合、提案様式1から2は入札書の提出時に提出するものとする。	

#### 技術提案の内容に関する留意事項

【注】簡易型で、配置予定技術者の経験又は会社の同種工事の施工実績を入札参加条件として求める場合は、標準型の技術提案作成要領に記載されている配置予定技術者の経験又は同種工事の施工実績等を準用する。】

	配置予定技術者の資格等
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とす</p>

	る。
ウ	<p>当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。</p>
【エ】	<p><b>【「予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2億円以上の建築一式工事】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p><b>【「予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2億万円以上の建築一式工事】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く。</li> </ul> <p>なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
【オ】	<p><b>【予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul>
カ	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>
県産品、リサイクル製品の積極利用	

	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。</p>
①	<p>見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。</p> <p>ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。</p>
②	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。）</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
③	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m<sup>3</sup>以上の使用に関しては、様式3（その3）に記載するものとし、紀州材使用量が0.1m<sup>3</sup>以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>

④【県内開発建設技術 を使用できる工事の場 合】	県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の1品目全数使用に関しては、様式3（その4）に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。</p> <p>また、工期の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p> <p>主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p><b>【電子入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出</p>

	<p>すること。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。</p>
イ	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。</p>
ウ	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。</p>
エ	<p>入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。</p>
<p>【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】</p> <p>資格を有する技能者の現場配置</p>	
ア	<p>当該工事に登録建設塗装基幹技能者又は1級〇〇塗装技能士を専任配置する場合に評価する。</p>
イ	<p>配置する技能者等について、氏名、取得している資格等を様式6に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。</p>
ウ	<p>配置する技能者等について、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。</p>

申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。</p> <p>なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
簡易な施工計画について	
ア	<p>提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式2を作成し、記載するものとする。</p> <p>(i)○○○○○○○についての提案</p> <p>(ii)○○○○○○○についての提案</p> <p>.....</p>
イ	<p>提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。</p>
ウ	<p>その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。</p>
落札者決定基準	
	<p>落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。</p>

苦情申し立て	
	<p>発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。</p>
	<p>入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。</p>

<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p>
<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

<p><b>その他の留意事項</b></p>	
	<p>入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。</p>
	<p>技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。</p>
	<p>技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。</p>
	<p>提出された技術提案は、返却しない。</p>
	<p>電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。</p>
	<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p>〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

様式 1 (簡易型)

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式 2 及び配置予定技術者の資格を証明する書類（証明書類 有 ・ 無 ）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有 ・ 無 ）
- 3 【予定価格（税抜き）1 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 4 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式 3 の（その 1）、（その 2）及び（その 3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんぴん登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式 3 の（その 1）、（その 2）、（その 3）及び（その 4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんぴん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有 ・ 無 ）
- 5 様式 4
- 6 様式 5 及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 【7】 【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事（区画線工事を除く）】  
様式 6 及び配置技能者等の資格を証明する書類

年 月 日  
和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様  
所在地  
商号  
代表者氏名

(様式 2) (簡易型)

【「予定価格(税抜き)1 億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2 億円以上の建築一式工事」以外に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇	
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し(実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等)を添付すること。
- ※ 継続教育の取組が有る場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので、予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く

なお、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合。
 

ただし、舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く
- ※ 当該工事に配置予定の監理技術者が他の工事の専任技術者と兼務する場合は、「監理技術者等(専任特例1号)の配置届出書」又は「特例監理技術者(専任特例2号)の配置届出書」を添付すること。「監理技術者(専任特例2号)の配置届出書」により兼務する場合は、監理技術者補佐の資格等についても様式2により提出すること。技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式2) (簡易型)

【「予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、管、電気工事又は予定価格(税抜き)2億円以上の建築一式工事」に適用】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し(実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等)を添付すること。
- ※ 継続教育の取組が有る場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
  - ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
  - ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 3) (簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 1)

### (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

- ① 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案

提案の有無	・有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない	・無し
提案内容	見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記している県産品建設資材を全数使用することを誓約します。	

※ 「有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない」か「無し」のいずれか記載すること。

※ 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 3) (簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 2) (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：

② ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から 1 品目全数使用を提案

提案の有無	・有り ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」を 1 品目全数使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
県認定リサイクル製品番号 けんさんびん登録番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 様式 3 (その 3) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。
- ※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品については次の HP を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)
- ※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。
- ※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 3) (簡易型)

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 3) (県産品・リサイクル製品)

工事名:

会社名:

③ ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup> 以上の使用を提案

提案の有無	・有り ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の紀州材 0.1m <sup>3</sup> 以上を使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
けんさんびん登録番号 県産認定リサイクル製品番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県産認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)
紀州材使用量	○.○m <sup>3</sup>

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 紀州材使用量がわかる数量計算書 (自由様式) を添付すること。

※ 紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の木材使用量で評価する。

※ 様式 3 (その 2) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材認証システムについては次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html> (紀州材認証システム)

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 3) (簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 4)

(県内開発建設技術)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

④「県内開発建設技術」を 1 品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し
提案	以下のとおり県内開発建設技術を 1 品目全数使用します
見積用参考資料 (金抜き設計書) における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 県内開発建設技術については次の HP を参考として下さい。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>
- ※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) (その 4) の全てを提出すること。

(様式 4) (簡易型)

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :

会 社 名 :

技術者氏名 : \_\_\_\_\_

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任 (監理) (特例監理) 技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績		
		現場代理人としての工事成績		
番 号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期 (配置期間)	工事成績
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	○○点
2	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	○○点
3				
4				
5				
平均		○○点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任 (監理) 技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の 1/2 以上配置されたものに限る)
- ※ 主任 (監理) 技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 1,500 万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事 (建築・設備工事等) 成績評定要領により評定を行う県発注工事 (知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。) から記載すること。なお、和歌山県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注 (管内事務所発注含む) の和歌山県内において施工された工事を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第 5 の 3 項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。
- ※ ○○年 4 月 1 日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率 20% 以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第 1 位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第 1 位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 5) (簡易型) 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況： 年 月 日 受付済み 申請内容（災害協定に同意し加入している団体）  （一社）〇〇協会  （一社）〇〇協会（選択：建築、管、電気）
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日： 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日： 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）及び添付書類の写しを添付すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書（県内建設業者）（様式第 1 号・第 2 号その 1）及び添付書類の写しを添付すること。

< 上記添付書類 >

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第 8 号）
- ・証明書（大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明）

※ 入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

(様式 6) (簡易型)

【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用 (区画線工事を除く)】

## 現場に配置する技能者の資格

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

下記のものを該当工種の作業期間中は常駐とすることとします。また、本工事の作業期間中は他工事と兼務しないことを申し添えます。

### 技能者等

現場配置技能者等の氏名	〇〇 〇〇
資格	1 級〇〇塗装技能士 (取得年月日及び登録番号) 登録建設塗装基幹技能者 (取得年月日及び登録番号)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 職業能力開発促進法第 47 条第 1 項による指定試験機関が実施している「技能検定試験制度」に基づく塗装技能士に関する学科及び実技試験に合格した 1 級〇〇塗装技能士の資格を有する者又は建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を終了した登録建設塗装基幹技能者の資格を有する者 1 名について記載すること。
- ※ 資格取得者を確認できる資料として、合格証書の写しを添付すること。
- ※ 直接的な雇用関係 (所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係 (賃金、労働時間、雇用、権利構成) が存在すること) を確認できる書類 (「監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類) 及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し) を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】  
 (提案様式1) (簡易型)

総合評価方式(簡易型) 申告点数表(案)					(土木一式工事)		
工 事 名							
工 事 場 所							
予 定 価 格							
会 社 名							
許 可 番 号							
配 置 予 定 技 術 者 の 氏 名							
格 外 な 施 工 計 画	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
		(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足 ②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足 ③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足 ④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足 ⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0			
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	小 計						
			①78点以上	1.0			
			②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ~ 0.0			
			③65点以上68点未満	0.0			
			④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	0.0 ~ -1.0			
			⑤55点未満	-1.0			
		(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 ②2級土木施工管理技士(〇〇) ③上記以外	1.0 0.5 0.0		※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。 ※監理技術者の配置を求める場合は、資格取得後の年数を評価する。※1	
		(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者 ②2級建築施工管理技術者 ③建築施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
		(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国際資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に異なる。	
	小 計						
地 域 貢 献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0		※商業建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」かつ「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3	
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり ②なし	1.0 0.0		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※異業企業が参加可能な工事については選択しない。	
	(3)農産品、リサイクル製品の積極利用	農産品、リサイクル製品	①	農産品参考資料(金抜き設計書)に「農産品」または「農産物リサイクル製品」と明記している農産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0		※当該工事に購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに入札したことが証明できるものに限る。 ※2. 全ての建設資材の積算は必ずしも評価しないものとする。 ※農産品参考資料(金抜き設計書)に「農産品」(農産物リサイクル製品)のどちらか明記がない場合は、①を加算評価するものとする。
			②	上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「農産物認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0		
		③	上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「農産物認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
		④	「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0			
	小 計						
	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設業技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置 ②上記以外	1.0 0.0			【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】
		小 計					
	合 計						
※							
・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない) ・当該様式の提出がない場合は失格とする。 ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 ・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・大規模災害時の協定締結は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記の通りとする。 ① 入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加算評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加算(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加算(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 ② 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加算(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・災害応急対策協力者名簿から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加算(40)されていない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者							

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。  
 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事は技術者の資格を適宜設定する。  
 例: 建築工事で、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。  
 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること  
 「大規模災害時の協定締結」注釈記載例  
 特別簡易型参照

総合評価方式(簡易型) 申告点数表(案)

(土木一式工事以外)

工 事 名						
工 事 場 所						
予 定 価 格						
会 社 名						
許 可 番 号						
配 置 予 定 技 術 者 の 氏 名						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
簡易な施工計画	①品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	/		
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5			
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0			
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5			
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0			
小 計						
配置予定技術者の能力	①過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	/		
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	②主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0			
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	③主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者	1.0			
		②2級建築施工管理技術者	0.5			
		③建築施工管理技術者の資格なし	0.0			
	④継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0			
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5				
③なし		0.0				
小 計						
地域貢献	①本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	/		
		②上記以外	0.0			
	②大規模災害時の協定締結	①あり	1.0			
		②なし	0.0			
	③県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県産認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案			0.8
			上記以外			0.0
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案			0.1
		県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案			0.1
			上記以外			0.0
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1
上記以外	0.0					
小 計						
④資格を有する技術者の現場配置	①登録建設業資格者または1級〇〇建設技師を現場に配置	①あり	1.0	/		
		②上記以外	0.0			
小 計						
合 計						
※	<p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に限りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)</p> <p>・当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に限りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p> <p>・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。</p> <p>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数値とし、その申告点数は小数第1位まで記載する。</p> <p>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を含む)営業所を特指し、指揮監督する機能を有する1箇所の営業所(いう)をいう。</p> <p>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。</p> <p>1.入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。</p> <p>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</p> <p>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</p> <p>2.入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。</p> <p>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</p> <p>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</p>					

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。

・土木一式工事以外の工事や特殊な工事で技術者の資格を適宜設定する。

例 建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。

・選択項目で選択しなかった項目は削除すること

「大規模災害時の協定締結」注釈記載例  
特別簡易型参照

受付番号には何も記載しないでください。

(提案様式2) (簡易型)

受付番号：\_\_\_\_\_

## 簡易な施工計画

工事名：

工事

■技術提案事項	○○○○○○○についての提案
---------	----------------

### 具 体 的 な 提 案

#### 1. 具体的な提案内容

- ・技術提案は本様式（A4）○枚以内とする。

提案会社名：\_\_\_\_\_

## 主任技術者の兼務届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所在地  
商号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と合わせて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

### 記

1 届出の理由

	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

2 既に配置されている工事

相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

注(1) 監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「監理技術者等（専任特例1号）の配置届出書」若しくは「監理技術者（専任特例2号）の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。  
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

3 兼務させる理由

	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

4 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4, 1枚）  
（※）工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

## 監理技術者等(専任特例1号)の配置届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する監理技術者等について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

### 記

#### 1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者等が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
<input type="checkbox"/>	工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内

#### 2 配置の誓約事項

契約後、下記の措置が取られない場合は工事を兼務させず、専任の技術者を配置します。それにより当該配置技術者が変更となったときはやむを得ない事由を除き不履行時のペナルティの対象となることに異存ありません。

<input type="checkbox"/>	下請次数は3次までとします。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事に監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を配置します。連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の1年以上の実務経験を有する者を配置できます。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事にCCUS等の遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じます。
<input type="checkbox"/>	人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出します。
<input type="checkbox"/>	工事現場の状況の確認をするため必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォン等)を設置します。本工事及び兼務工事は必要な情報のやりとりが確実に実施できます。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしています。

※ レまたは■を記載すること。

#### 2 兼務する工事

発注者	
工事番号	
工事名	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
施工箇所	
技術者氏名	技術者の従事役職

※ 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者の途中交代が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めるが、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付し、おおよその移動時間を記載すること。(A4,1枚)  
(※) 工事現場間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- 注) 移動時間は、地図サイト等を使用し、予測される移動時間を出力したもの等で差し支えない。

## 監理技術者(専任特例2号)の配置届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する監理技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

### 記

#### 1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置できる。
<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件まで。
<input type="checkbox"/>	監理技術者が兼務できる工事は同一建設部管内の範囲である。 (○○市、○○町・・・)
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

※ レまたは■を記載すること。

#### 2 兼務する工事

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

※ 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者の途中交代が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めるが、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

#### 3 兼務工事箇所図

※ 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載すること。

※ 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

## 営業所技術者等の配置届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する監理技術者等について、営業所技術者等を兼務させるので届け出ます。

### 記

#### 1 配置の確認事項

<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者等が配置できる工事は、1件まで。
<input type="checkbox"/>	営業所と工事現場の移動時間がおおむね2時間以内

#### 2 配置の誓約事項

契約後、下記の措置が取られない場合は工事を兼務させず、専任の技術者を配置します。それにより当該配置技術者が変更となったときはやむを得ない事由を除き不履行時のペナルティの対象となることに異存ありません。

<input type="checkbox"/>	下請次数は3次までとします。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事に監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を配置します。連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の1年以上の実務経験を有する者を配置できます。
<input type="checkbox"/>	本工事及び兼務工事にCCUS等の遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じます。
<input type="checkbox"/>	人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出します。
<input type="checkbox"/>	工事現場の状況の確認をするため必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォン等)を設置します。本工事及び兼務工事は必要な情報のやりとりが確実に実施できます。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしています。

※ レまたは■を記載すること。

#### 3 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付し、おおよその移動時間を記載すること。(A4,1枚)  
(※) 工事現場間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- 注) 移動時間は、地図サイト等を使用し、予測される移動時間を出力したもの等で差し支えない。

## 11. 「標準型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)1億2,000万円以上の工事では、原則として「標準型」を採用するものとする。ただし、予定価格(税抜き)1億2,000万円以上2億円未満工事については、特別簡易型を適用できるものとする。(令和3年度試行開始)

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)や橋梁上部工事(補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く)またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

本書(暫定版)では、特に技術提案の改善を要しない工事での、事後審査型の標準型総合評価落札方式について記載する。

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

「標準型」においては、工事目的物の品質向上等に繋がる企業の創意工夫等を評価するため、発注者が示す標準的な仕様に対し技術上の工夫(以下、具体的な技術提案)を求めるとし、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンピングを助長させないよう、定量評価を行う場合は上限値(下限値)を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

また、技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

1) 落札者決定基準 (別記参考様式-5)、(別記参考様式-6)

表-6 標準型 (県内企業限定工事) 落札者決定基準 (案)

標準型 県内企業限定工事対象 予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事に適用							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	1.0	必須	配属予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日まで工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1500万円以上の県土整備部工事成績評定要項又は県土整備部工事(舗装・設備工事等)成績評定要項により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で建築局建築部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県土木整備部工事成績評定要項第5.03項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配属された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。	
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ~ 0.0				
		③65点以上68点未満	0.0				
		④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	0.0 ~ -1.0				
		⑤55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者 ②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり  ②なし	1.0  0.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、[〇〇]年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配属された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)	
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0			
(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土ホー式、建築一式、管、電気工事に適用	
		②なし	0.0				
(3)企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く	
		②なし	0.0				
(4)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点点評価するものとする。
			上記以外	0.0			
	②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1				
	上記以外		0.0				
(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
		上記以外	0.0				
④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	0.0	0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
							上記以外
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画工事を除く)】	
		②上記以外	0.0				
以上 13.1点以内で換算は行わない							

**標準型 県内企業限定工事対象**

予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上		1.0	必須	配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事、〇〇年4月1日から公告の日の前日まで工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1500万円以上の県土整備部工事成績評定実績又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会等所管事業で国庫局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事、〇〇年4月1日から公告の日の前日まで工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		1.0 ~ -1.0			
		③55点未満		-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者 ②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:「Construction大賞」) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:「近畿地方」Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり  ②なし	1.0  0.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:「近畿地方」Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:「Construction大賞」)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:「Construction大賞」)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:「近畿地方」Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)	
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0			
		(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用
			②なし	0.0			
(3)企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用ただし、橋梁上部工(鋼構造)工事を除く	
		②なし	0.0				
(4)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに入札したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
	②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外		0.1 0.0				
	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 上記以外		0.1 0.0				
	県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】	
		②上記以外	0.0				
以上 13.1点以内で換算は行わない							

表-7 標準型（県外企業参入工事） 落札者決定基準（案）

<b>標準型 県外企業を含む入札</b> 予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事に適用													
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考								
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須								
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須	※同種工事は○による○工とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。							
		②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5										
		③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0										
		④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5										
		⑤上記以外	0.0										
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	1.0	必須	配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、0.5点とする。							
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ~ 0.0										
		③65点以上68点未満	0.0										
		④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	0.0 ~ -1.0										
		⑤55点未満	-1.0										
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用							
		②2級舗装施工管理技術者	0.5										
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0										
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。							
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5										
③なし		0.0											
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須								
		②上記以外	0.0										
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(橋樑造物)工事を除く							
		②なし	0.0										
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見引用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見引用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。						
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0									
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0									
		県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0				0.1	選択	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】			
			①登録建設塗装基幹技能者または1級○塗装技能士を現場に配置	1.0							1.0	選択	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】
			②上記以外	0.0									

以上 13.1点以内で換算は行わない

<b>標準型 県外企業を含む入札</b> 予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事以外に適用							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須		
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。	
		②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5				
		③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0				
		④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5				
		⑤上記以外	0.0				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0				
		③55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5				
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0				
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
	地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
②上記以外			0.0				
(2)県内企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が低い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造)工事を除く	
		②なし	0.0				
(4)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1			
			上記以外	0.0			
		県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1			
			上記以外	0.0			
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
上記以外	0.0						
(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】		
	②上記以外	0.0					

以上 13.1点以内で換算は行わない

表-6 は入札参加が県内業者に限定される工事に用いる。表-7 は県外業者の参入が見込まれる場合に用いるものとする。

a) 評価項目にかかる留意点

**具体的な技術提案**

求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定（表-8に評価項目の具体事例を示す。）することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。

また、求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。

**配置予定技術者の能力**

(1) 過去4年間の工事成績の平均値

表-7の施工実績が国土交通省発注の和歌山県内での工事若しくは和歌山県発注工事\*の場合、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は65点未満の工事は評価の対象としない（0点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

※県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）ただし、簡易評定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。

(2) 優秀施工者顕彰・優良工事表彰受賞・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）・

近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）いずれかの受賞の有無

表-6の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無、優良工事表彰受賞の有無、インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）受賞の有無又は近畿地方インフラDX大賞（旧：

近畿地方 i-Construction 大賞) 受賞の有無については、いずれか該当すれば評価するものとする。なお、いずれも所属企業が異なる(以前の勤務先での)受賞も加算評価の対象とする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のみ認めるものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、インフラ DX 大賞(旧:i-Construction 大賞)受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない3ヵ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、近畿地方インフラ DX 大賞(旧:近畿地方 i-Construction 大賞)の受賞の有無は、当該年度を含まない3ヵ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

## 地域貢献

県内企業の育成への取り組み

県内企業育成への取り組みは、JVを認める工事で特に難易度が低い工事に適用する。ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く。

## その他

配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

JVの入札参加を認める工事では、特に定めのないものは幹事会社のみ評価対象とする。

その他の留意点は特別簡易型・簡易型と同様とする。

11-2. 「標準型（試行タイプ）」総合評価落札方式

総合評価方式（標準型）の具体的な技術提案について

平成23年6月16日

下記の工事において、「評価項目数を1項目に設定、提案数を最大5提案で評価」を試行する。

記

○試行する工事

- ・PC 橋上部工
  - ・鋼橋上部工
  - ・下水シールド工
  - ・トンネル工
  - ・下水処理場（電気・管）等
- の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

○評 価

- ・提案数は最大5提案までとし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加算評価対象は番号1から5の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。
- ・配点は、1提案毎に「着目点に優提案1点」「着目点に良提案0.5点」とし、5提案合計で最大5点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。  
 優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。  
 良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。  
 標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

落札者決定基準

評価項目	評価内容	評 価 基 準	配点	得点
具体の技術提案	〇〇に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加算評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	5.0	／ 5.0

○その他

- ・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体的な技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

○適用時期

平成23年6月23日以降公告分の建設工事から適用する。





2) 実施手順

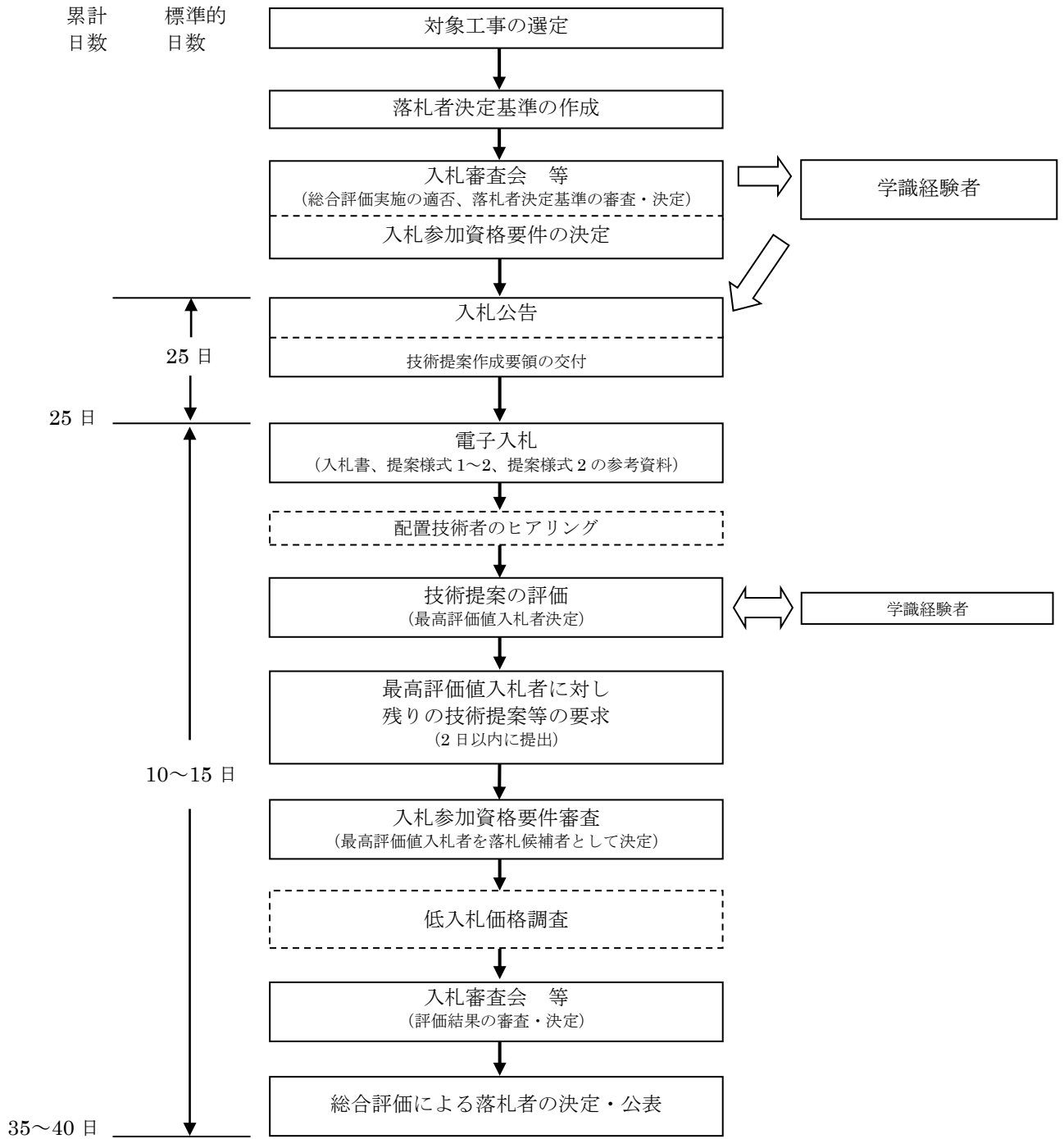


図-4 標準型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

**別記参考様式-7**に入札参加者を県内限定とする工事の作成例を示す。

**別記参考様式-8**に入札参加者が県内・県外混合となる工事の作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（**別記 2-3 号様式**）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、総合評価委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は**別記 3 号様式**により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、加点評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g) 評価内容の担保

技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は、全て履行義務を負うものとし、施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

施工不可と判断されたものについては、契約後に採用可能かどうか協議を行うものとし、採用可能と判断される際は履行義務を負うものとする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」において加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合\*及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の 5.文書注意の-8 点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

h) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

別記参考様式-5

別紙-1

別紙-1		総合評価方式(標準型) 落札者決定基準(案)				(県内限定)			
		県土整備部(振興局建設部)名:				課(建設部)			
工事名									
工事場所									
予定価格									
工事概要									
各評価項目の選定理由									
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	①技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	／ 5.0					
			小計	／ 5.0					
配置予定技術者の能力	①過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	／ 1.0	<p>配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した工事では、〇〇年4月1日から公表の日の前日までに工事目的物の完成し、引渡し(引渡しの契約)済費及び地方消費税の納付(含む)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定書又は県土整備部工事(建築・設備工事)成績評定書により評定を行う県発注工事(当事務又は教育委員会所管事業で建築局建設部等の出先機関が発注する工事を含む)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定書の3項の規定により評定を行う県発注工事については、対象外とする。</p> <p>なお、主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、取得代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。</p> <p>※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工した工事を対象とするが、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した工事では、〇〇年4月1日から公表の日の前日までに工事目的物の完成し、引渡し(引渡しの契約)済費及び地方消費税の納付(含む)1,500万円以上の工事が対象となる場合を除き、工事成績を対象とする。</p> <p>なお、主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、取得代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。</p> <p>※対象となる工事成績がない場合は、60点とする。</p>				
		②68点以上78点未満 1.0 × (工事成績の平均値 - 68.0) / 10.0	1.0 0.0						
		③65点以上68点未満	0.0						
		④55点以上65点未満 1.0 × (工事成績の平均値 - 68.0) / 10.0	0.0 -1.0						
		⑤55点未満	-1.0						
	②主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者 ②2級建築施工管理技術者 ③建築施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	／ 1.0			【建築工事は建築の占める割合が高い工事に適用】		
	③ ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞(旧: Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞(旧: 近畿地方-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり	1.0	／ 1.0			・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧: 近畿地方-Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。		
		②なし	0.0				・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧: Construction大賞)については、入札書提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。		
	④継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0			／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。	
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
③なし			0.0						
小計			／ 3.0~4.0						
地域貢献	①本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	／ 1.0	海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海軍工事事務所管内」に分けて評価する。				
		②上記以外	0.0						
	②大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	／ 1.0	土木一式、建築一式、電気工事に適用				
		②なし	0.0						
	③企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	／ 1.0	【JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用】ただし、建築上部工(橋構造物)工事を除く				
		②なし	0.0						
	④県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金銭設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	／ 1.0	<p>※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。</p> <p>※②、③で確認した高目の買入の場合はどちらか取捨しないものとする。</p> <p>※見積用参考資料(金銭設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらか明記がない場合は、1点を加点評価するものとする。</p>			
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1					
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1					
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.0					
県内開発建設技術		④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	／ 0.1				【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
		上記以外	0.0						
小計			／ 2.0~4.1						
担い手確保	①資格を有する技術者の現場配置	①登録建設塗装基礎技術者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	／ 1.0	【塗装工事は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】。				
		②上記以外	0.0						
小計			／ 1.0						
合計			／ 10.0~13.1						
標準点(基礎点)	100点								
加算点	換算は行わない								
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点								
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>3</sup>								
※	<p>・選択項目で選択しなかった項目は削除すること</p> <p>・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。</p> <p>・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</p> <p>・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。</p> <p>1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者</li> <li>・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者</li> </ul> <p>2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者</li> <li>・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</li> </ul> <p>【JVで当該工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】</p>								
	<p>・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</p> <p>「大規模災害時の協定締結」記載数例 特別簡易型参照</p>								



別記参考様式-6

別紙-1

別紙-1		総合評価方式(標準型) 落札者決定基準(案)				(県内・県外混合)	
		県土整備部(振興局建設部) 名:				課(建設部)	
工事名							
工事場所							
予定価格							
工事概要							
各評価項目の選定理由							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
価格以外の評価点	具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	／ 50		
		小 計				／ 50	
	企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	20	／ 20	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。	
			②同上(工事成績75点以上80点未満)	15			
			③同上(工事成績70点以上75点未満)	10			
			④同上(工事成績65点以上70点未満)	05			
			⑤上記以外	00			
	小 計				／ 20		
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	10	／ 10	配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部又は教育委員会等専管で職員建設部等の出先機関が実施する工事を含む)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定要領第9条の3の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務発注を含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、60点とする。	
			②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/100	10 ~ 00			
			③65点以上68点未満	00			
			④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/100	00 ~ -10			
			⑤55点未満	-10			
		(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	10	／ 10	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
			②2級舗装施工管理技術者	05			
(3)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	10	／ 10	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
			05				
			00				
小 計				／ 20~30			
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	10	／ 10			
		②上記以外	00				
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	10	／ 10	【JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く		
		②なし	00				
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見稱用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	08	／ 10	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したものが証明できるものに限る。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。 ※見稱用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。	
			上記以外	00			
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	01			
		上記以外	00				
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	01				
		上記以外	00				
県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	01	／ 01	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】			
	上記以外	00					
小 計				／ 20~31			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	10	／ 10	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】		
		②上記以外	00				
小 計				／ 10			
合 計				／ 110~131			
標準点(基礎点)	100点						
加算点	換算は行わない	通常の土木一式工事では11点					
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点						
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>6</sup>						
※	・選択項目で選択しなかった項目は削除すること ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 【JVで当該工事に参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】						
	・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。						

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	
各評価項目の選定理由	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	／ 5.0		
小 計				／ 5.0		
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上) ②同上(工事成績75点以上80点未満) ③同上(工事成績70点以上75点未満) ④同上(工事成績65点以上70点未満) ⑤上記以外	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0	／ 2.0	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。	
小 計				／ 2.0		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0		配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した工事、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事事務物が完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要項又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要項により評定を行う県発注工事(国庫工事又は教育委員会等管掌で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要項第3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した工事、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事事務物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特約監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
		②65点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0	／ 1.0		
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	1.0	／ 1.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
		②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	0.5 0.0			
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	①建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。	1.0	／ 1.0	※当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に限る。
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)			0.5			
③なし		0.0				
小 計				／ 2.0~3.0		
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	／ 1.0		
		②上記以外	0.0			
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	／ 1.0	【JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く	
		②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	／ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重視した品目の提案の場合はどちらか評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」(県認定リサイクル製品)のどちらか明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			上記以外	0.0		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
		上記以外	0.0			
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1			
		上記以外	0.0			
県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	／ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】		
	上記以外	0.0				
小 計				／ 2.0~3.1		
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設業基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	／ 1.0	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】。	
		②上記以外	0.0			
小 計				／ 1.0		
合 計				／ 11.0~13.1		

標準点(基礎点)	100点	
加算点	換算は行わない	通常の土木一式工事では11点
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点	
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 <sup>0</sup>	

※  
 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること  
 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。  
 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。  
 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。  
 【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。

入札に付する工事の概要		
工事年度・工事番号	〇〇第〇号	
工事名	〇〇〇〇工事	
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内	
工事概要	入札公告を参照のこと	
工期		
予定価格		
調査基準価格		
支払条件		
契約の保証		
議会の議決		

入札書等の提出方法等	
<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び提案様式2（提案様式2に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p>	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで
<p>提案様式2に参考資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ次の方法で提出すること。（ただし、参考資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。）</p>	
1)	<p>参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、企業名、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載し、持参の上提出すること。</p>
2)	<p>提出期間及び提出先</p>
	<p>㊦ 提出期間 〇〇年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで</p>
	<p>㊧ 提出先 〇〇市〇〇〇〇                  〇〇振興局建設部〇〇課                  電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）</p>

技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。	
ア	技術提案提出書（様式 1）
イ	同種工事の施工実績（様式 2）
ウ	配置予定技術者の経験（様式 3）
エ	配置予定技術者の資格等（様式 4）
オ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式 5）（その 1）、（その 2）及び（その 3）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式 5）（その 1）、（その 2）、（その 3）及び（その 4）</p>
カ	配置予定技術者の工事成績（様式 6）
キ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式 7）（該当しない場合は提出不要）
ク	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式 1）
【ケ】	<p>【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】</p> <p>現場に配置する技能者の資格（様式 8）</p>
コ	工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
（ア）	技術提案（提案様式 2）
（i）	〇〇〇〇〇〇についての提案
（ii）	〇〇〇〇〇〇についての提案
（iii）	〇〇〇〇〇〇についての提案
様式のサイズは A4 判（A4 判より大きいものは、A4 判の大きさに折り畳むこと。）とし、各 1 部を提出するものとする。	
技術提案は技術提案提出書（様式 1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として 2 日以内に技術提案を提出しなければならないものとする。	
なお、技術提案の書面を PDF ファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。	
また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。	
ただし、紙入札の場合、提案様式 1～2（参考資料を含む）は入札書の提出時に提出するものとする。	

技術提案の内容に関する留意事項	
	同種工事の施工実績
ア	〇〇年 4 月 1 日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを 1 件、様式 2 に記載するものとする。
イ	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。

ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>なお、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p>
配置予定技術者の経験	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として〇〇による〇〇工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式3に記載するものとする。</p> <p>施工経験は、求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事した工事を対象とする。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。</p>
イ	<p>共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p>
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p> <p>なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。</p> <p>工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。</p>
配置予定技術者の資格等	
ア	<p>当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式4に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。</p>
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式4に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>

ウ	<p>配置予定技術者の優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞又はインフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無を記載し、顕彰状の写しを添付すること。インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）の場合は、表彰状の他、CORINS 等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。</p>
エ	<p>配置予定技術者の当該年度を含まない 3 ヶ年度前の 4 月 1 日から入札書を提出した日までにおける和歌山県優良工事表彰受賞又は近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）受賞の有無を記載し、表彰状の写しを添付すること。近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）の場合は、表彰状の他、CORINS 等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。</p> <p>共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。</p>
オ	<p>当該工事に配置予定の技術者については、継続して 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。</p>
カ	<p><b>【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p><b>【以下、予定価格(税抜き)1.2 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
カ	<p><b>【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】</b></p> <p>技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。</p>
【キ】	<p><b>【予定価格(税抜き)1.2 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</b></p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul>
ク	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>

ケ	<p>単体企業【若しくは共同企業体】で有する監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写し及び監理技術者講習受講証明書の写しを添付すること。</p>
コ	<p>和歌山県発注工事における契約後VEの採用実績があれば様式4に記載すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p>
<p>県産品、リサイクル製品の積極利用</p>	
	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式5（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。</p>
①	<p>見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。</p> <p>ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。</p>
②	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。）</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
③	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m<sup>3</sup>以上の使用に関しては、様式3（その3）に記載するものとし、紀州材使用量が0.1m<sup>3</sup>以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p>

	また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の1品目全数使用に関しては、様式3（その4）に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式6に全て記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。</p> <p>また、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式6に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p>
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p><b>【電子入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p><b>【紙入札の場合】</b></p> <p>上記の配置予定技術者の経験、配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補</p>

	<p>者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。また、審査においては、資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付書類を提出すること。</p>
大規模災害時の協定締結	
ア	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、申請内容を様式7の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。</p>
イ	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式7の②に記載すること。</p>
ウ	<p>入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式7の③に記載すること。</p>
エ	<p>入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式7の提出は不要である。</p>
<p>【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】</p> <p>資格を有する技能者の現場配置</p>	
ア	<p>当該工事に登録建設塗装基幹技能者又は1級〇〇塗装技能士を専任配置する場合に評価する。</p>
イ	<p>配置する技能者等について、氏名、取得している資格等を様式8に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。</p>
ウ	<p>配置する技能者等について、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。</p>
申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者をすべて入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札する場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「具体的な技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。</p>

	<p>(申告点数の修正は行わない。)</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。</p> <p>なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案	
ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式2を作成し、記載するものとする。
(i)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(ii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(iii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料	
	総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。

<b>苦情申し立て</b>	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日(休日等を含まない。)以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書(条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領第7号様式)を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日等を含まない。)以内に回答するものとする。
	<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 <p style="text-align: center;">〇〇振興局建設部〇〇課  電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

様式1(標準型)【県内限定】

# 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 様式2及び同種工事の施工実績を証明する書類
- 2 様式3及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 3 様式4及び配置予定技術者の資格を証明する書類
- 4 優良工事表彰受賞の表彰状の写し(技術者)(有・無)
- 5 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の顕彰状の写し(有・無)
- 6 インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)受賞が確認できる書類の写し(有・無)
- 7 近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)受賞が確認できる書類の写し(有・無)
- 8 継続教育(CPD)の証明書の写し(有・無)
- 【9】【予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 10 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式5の(その1)、(その2)及び(その3)並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類(けんさんびん登録通知書の写し等)  
(証明書類 有・無)  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式5の(その1)、(その2)、(その3)及び(その4)並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類(けんさんびん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等)  
(証明書類 有・無)
- 11 様式6
- 12 特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
- 13 〇〇工事の監理技術者証の写し(〇名分以上)
- 14 様式7及び大規模災害時の協定締結を証明する書類(該当する場合のみ)
- 【15】【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事(区画線工事を除く)】  
様式8及び配置技能者等の資格を証明する書類

年 月 日  
和歌山県知事 〇 〇 〇 〇 様  
所在地  
商号  
代表者氏名

(様式 2) (標準型) 【県内限定】

## 同種工事の施工実績

工事名：

会社名：

同種工事の条件	〇〇年 4 月 1 日以降から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した〇〇による〇〇工事の施工実績 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあつては、構成員の実績を認める。	
工 事 名 称 等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS 登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	(全体の金額を円単位で記入する)
	工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	受注形態	単体 又は 〇〇・〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)
工 事 概 要	構造・型式	・〇〇工事 〇〇m
	規模・寸法等	
	使用材料・数量	
	施工条件	・地形地質条件 ・施工方法

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のCORINSの写しを添付すること。

※ CORINSに登録されていない場合は、契約書(工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写し又は発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)を添付すること。

※ CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。

(様式3) (標準型) 【県内限定】

## 配置予定技術者の経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇	
工事経験の条件		〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した〇〇による〇〇工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。	
工事 経験 の 概 要	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)	
	従事役職、従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐 〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】	
	工 事 内 容	構造・型式	・〇〇工 〇〇〇m <sup>2</sup>
		規模・寸法等	
		使用材料・数量	・コンクリート 〇〇〇m <sup>3</sup> ・ブロック 〇〇〇個
施工条件		・地形地質条件 ・施工方法	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任（監理）技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のCORINSの写しを添付すること。
- ※ CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。  
なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式 4) (標準型) 【県内限定】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
優良工事表彰受賞の有無	有り	和歌山県 〇〇年度
近畿地方インフラ DX 大賞 (旧：近畿地方 i-Construction 大賞) 受賞の有無	有り	〇〇年度
優秀施工者顕彰受賞の有無	有り	〇〇年度
インフラ DX 大賞 (旧：i-Construction 大賞) 受賞の有無	有り	〇〇年度

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 資格等の写し(実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等)を添付すること。

※ 継続教育の取組が有る場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。

※ 優秀施工者国土交通大臣顕彰の受賞がある場合又は当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに優良工事表彰受賞がある場合は、表彰状の写しを添付すること。

※ インフラ DX 大賞 (旧：i-Construction 大賞) の受賞がある場合又は当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに近畿地方インフラ DX 大賞 (旧：近畿地方 i-Construction 大賞) の受賞がある場合は、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を添付すること。

※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。

※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】

技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

- ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
- ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

【以下、予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】

技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。

※ 【予定価格(税抜き)1.2億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

- ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
- ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式 5) (標準型) 【県内限定】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 1)

### (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

- ① 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案

提案の有無	・有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない	・無し
提案内容	見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記している県産品建設資材を全数使用することを誓約します。	

※ 「有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない」か「無し」のいずれか記載すること。

※ 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 5) (標準型) 【県内限定】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 2) (県産品・リサイクル製品)

工事名:

会社名: \_\_\_\_\_

② ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から 1 品目全数使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」を 1 品目全数使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
県認定リサイクル製品番号 けんさんびん登録番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 様式 3 (その 3) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品については次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 5) (標準型) 【県内限定】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 3) (県産品・リサイクル製品)

工事名:

会社名: \_\_\_\_\_

③ ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup>以上の使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の紀州材 0.1m <sup>3</sup> 以上を使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
けんさんびん登録番号 県産認定リサイクル製品番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○    ・県産認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)
紀州材使用量	○.○m <sup>3</sup>

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 紀州材使用量がわかる数量計算書(自由様式)を添付すること。

※ 紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の木材使用量で評価する。

※ 様式 3 (その 2) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材認証システムについては次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html> (紀州材認証システム)

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その 1)(その 2)(その 3)の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 5) (標準型) 【県内限定】

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 4)

(県内開発建設技術)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

④「県内開発建設技術」を 1 品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し
提案	以下のとおり県内開発建設技術を 1 品目全数使用します
見積用参考資料 (金抜き設計書) における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 県内開発建設技術については次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>

※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) (その 4) の全てを提出すること。

(様式 6) (標準型) 【県内限定】

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :

会 社 名 :

技術者氏名 : \_\_\_\_\_

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績		
		現場代理人としての工事成績		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	○○点
2	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	○○点
3				
4				
5				
平均		○○点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の 1/2 以上配置されたものに限る)
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500 万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)から記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第 5 の 3 項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。なお、和歌山県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。
- ※ ○○年 4 月 1 日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率 20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第 1 位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第 1 位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 7) (標準型) 【県内限定】 【該当がない場合は提出不要】

## 大規模災害時の応急対策業務取組

工事名：

会社名：

①	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書提出の状況	申請状況： 年 月 日 受付済み 申請内容（災害協定に同意し加入している団体） （一社）〇〇協会 （一社）〇〇協会（選択：建築、管、電気）
②	「災害応急対策協力者名簿」からの削除日	削除日： 年 月 日
③	「大規模災害時の応急対策業務取組」項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出日	提出日： 年 月 日

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請（県担当機関に受け付けられたものに限る。）をしている者は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）及び添付書類の写しを添付すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で 40 点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、入札参加資格審査申請書（県内建設業者）（様式第 1 号・第 2 号その 1）及び添付書類の写しを添付すること。

＜上記添付書類＞

- ・大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第 8 号）
- ・証明書（大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることの証明）

※ 入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を記載すること。

※ 入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目に 40 点の加点がなくなる内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を記載すること。

(様式 8) (標準型) 【県内限定】

【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用 (区画線工事を除く)】

## 現場に配置する技能者の資格

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

下記のものを該当工種の作業期間中は常駐とすることとします。また、本工事の作業期間中は他  
工事と兼務しないことを申し添えます。

### 技能者等

現場配置技能者等の氏名	〇〇 〇〇
資格	1 級〇〇塗装技能士 (取得年月日及び登録番号) 登録建設塗装基幹技能者 (取得年月日及び登録番号)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 職業能力開発促進法第 47 条第 1 項による指定試験機関が実施している「技能検定試験制度」に基づく塗装技能士に関する学科及び実技試験に合格した 1 級〇〇塗装技能士の資格を有する者又は建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を終了した登録建設塗装基幹技能者の資格を有する者 1 名について記載すること。
- ※ 資格取得者を確認できる資料として、合格証書の写しを添付すること。
- ※ 直接的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること)を確認できる書類(「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し)を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】  
 (提案様式1) (標準型) 【県内限定】

総合評価方式(標準型) 申告点数表(案)				(県内限定) (土木一式工事)				
工事名								
工事場所								
予定価格								
会社名								
許可番号								
配置予定技術者の氏名								
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考			
	具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5				
価格以外の 評価点	小 計							
	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上		1.0		配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事、○0年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事(建設予定年度又は県土整備部工事(建設・改良工事)の最終評価年度)より特定された県土工事(当該主任技術者又は特別監理技術者等が建築関係等の出先機関が所管する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事(建設・改良工事)の3場の規定により評定を行った県発注工事については、対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を評価する。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所所管を含む)の和歌山県内に於いて施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事、○0年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事の額に該当する場合は(限り)、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、60点とする。		
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0		1.0 ~ 0.0				
		③65点以上68点未満		0.0				
		④65点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0		0.0 ~ -1.0				
		⑤65点未満		-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者		1.0		【建設工事又は建設の占める割合が高い工事に適用】		
		②2級建築施工管理技術者		0.5				
		③建築施工管理技術者の資格なし		0.0				
		(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞(旧:Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方Construction大賞)	①あり		1.0		・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方Construction大賞)については、【○0】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方Construction大賞)については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)	
②なし		0.0						
(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。			
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5					
	③なし		0.0					
小 計								
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する		1.0	海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海軍工事事務所管内」に分けて評価する。			
		②上記以外		0.0				
		(2)大規模災害時の協定締結	①あり			1.0	土木一式、建築一式、電気工事に適用	
	②なし		0.0					
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり		1.0	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用)ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		②なし		0.0				
		(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県産認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案			0.8	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで継続したことを証明できるものに限る。 ※2.②で明記した自らの建設の場合はどちらか評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県産認定リサイクル製品」のどちらか明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
				②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案			0.1	
	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案				0.1			
	④上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案		0.0					
県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】				
	⑤上記以外		0.0					
小 計								
担い手確保	(1)資格を有する技術者の現場配置	①登録建設業資格技術者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置		1.0	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】			
		②上記以外		0.0				
小 計								
合 計								
※	・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。) ・当該様式の提出がない場合は失格とする。 ・申告点数が記載されていない内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 ・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。 ・本店の有無で、本店とは異なる営業所(建設業を含む営業所)を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者でも、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者 ・JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。							
・評価項目・配点については、工事案件ごとに変更するものとする。 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること 「大規模災害時の協定締結」注釈記載例 特別簡易型参照								

総合評価方式(標準型) 申告点数表(案)

(県内限定)  
(土木一式工事以外)

工 事 名	
工 事 場 所	
予 定 価 格	
会 社 名	
許 可 番 号	
配 置 予 定 技 術 者 の 氏 名	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5			
小 計						
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	(1)過去4年間の工事成績の 平均値	①75点以上	1.0		配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した 工事で、〇〇年4月1日から公表の日前日まで工事目的物の完成 し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500 万円以上の県土整備部工事成績評価対象又は県土整備部工事(建築 師工事等)成績評価対象により評定を行う県営工事(知事部又は教 育委員会等事業や国庫建設事業の損失補填が伴う工事を含む。 〇)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評 定要領第5の3の規定により評定を行った県営工事については、対 象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事が ない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人 又は監理技術者補佐として配置された工事、上記条件に該当する工事成 績を対象とする。 ※県営工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局(管内事務 所建設科)の和歌山県内において竣工された工事を対象とするため、 配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事し た工事、〇〇年4月1日から公表の日前日まで工事目的物の完成 及び引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 1,500万円以上の工事が増減する場合に、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事が ない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人 又は監理技術者補佐として配置された工事、上記条件に該当する工事成 績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、0.5点とする。	
		②65点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0			
		③65点未満	-1.0			
		小 計				
	(2)主任(監理)技術者の 保有する資格Ⅱ	①1級建築施工管理技術者 ②2級建築施工管理技術者 ③3級建築施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】	
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞(旧:Con struction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞(旧: 近畿地方Construction大賞)	①あり  ②なし	1.0  0.0		・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近 畿地方Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の変 更を評価の対象とする。  ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:Construction大 賞)については、入札書を提出した日までに受賞が認められる 対象とする。  ・インフラDX大賞(旧:Construction大賞)及び近畿地方インフ ラDX大賞(旧:近畿地方Construction大賞)の詳細について は、受賞した工事(配置された技術者(主任(監理)技術者)の実 績を評価する。(表彰種別は問わない。))	
	(4)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に関する 建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を 取得している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格は、認定資格 等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格 に限る。	
	小 計					
	地 域 貢 献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0		海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」及び「海草工事業 務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0		
(2)大規模災害時 の協定締結		①あり	1.0		土木一式、建築一式、管、電気工事に適用	
		②なし	0.0			
(3)企業育成への 取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0		【JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用】ただし、 橋梁上部工(鋼橋造)工事を除く	
		②なし	0.0			
(4)県産品、リサイクル 製品の積極利用		県産品、リ サイクル 製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイク ル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0		※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出 日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で選定した品目の提案の場合は必ずしも明記しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」 のどちらか明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リ サイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リ サイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	0.1		
			④上記以外	0.0		
	県内 開発 建設 技術	①県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
		②上記以外	0.0			
小 計						
担 手 確 保	(1)資格を有する技能者の 現場配置	①登録建設業資格技能者または 1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0		【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適 用(区画線工事を除く)】	
		②上記以外	0.0			
小 計						
合 計						

※

- ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
  - ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
  - ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)
- ・当該様式の提出がない場合は失格とする。
- ・申告点数が記載されていない内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
- ・技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。
- ・過去4年間の工事成績の平均値は、小計第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小計第1位まで記載する。
- ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。
- ・大規模災害時の協定締結は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
  - 1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。
    - ・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
    - ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
  - 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。
    - ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
    - ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。  
 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること  
 「大規模災害時の協定締結」注釈記載例  
 特別簡易型参照

(提案様式 2) (標準型) 【県内限定】

受付番号: \_\_\_\_\_

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名:

工事

<b>■技術提案事項</b>	○○○○○○○についての提案
----------------	----------------

具体的な提案

1. 具体的な提案内容			
番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違点
	<p>○具体的な技術提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。</li> <li>・具体的な提案内容が複数となる場合は、1 つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項 1 項目につき、最大 5 提案とする。</li> <li>・フォントサイズは 10. 5 ポイント以上で縦横等倍とする。</li> <li>・具体的かつ簡潔に記載すること。</li> </ul> <p>(独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。</li> </ul> <p>「発注仕様との相違点」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合「発注仕様では施工しない」と記載</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等に計上されている項目を変更する提案の場合両方を記載 (例: ○○による施工→□□による施工)</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等に計上されている項目の数量を変更する場合両方を記載 (例: ○○本→□□本)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること (参考資料への記載でも可) とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。</li> <li>・施工方法等の工夫に着目して評価する提案においては、使用材料のグレードアップ等材料のみの提案は着目外とする。</li> <li>・過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しない。</li> <li>・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。</li> <li>・求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。</li> </ul> <p>○参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案事項 1 項目につき 2 枚を限度に参考資料 (様式自由、A4 サイズ以内) を添付できるものとする。</li> <li>・参考資料に記載する内容は、提案様式 2 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案様式 2 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 2 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 2、2 枚目及び 3 枚目を参考資料と判断し評価する。</li> <li>・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。</li> <li>・具体的な提案 (施工不可と判断されたものを除く) は全て履行義務を負うものとする。</li> </ul>		
2. 利用条件			

参考資料の有無	有り ( 電送 ・ 持参 )	無し
---------	----------------	----

提案会社名: \_\_\_\_\_

※上記 2 に示す利用条件は、上記 1 に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。

## 主任技術者の兼務届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地  
商 号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と合わせて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

### 記

1 届出の理由

	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

2 既に配置されている工事

相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から	年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

注(1) 監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「監理技術者等（専任特例1号）の配置届出書」若しくは「監理技術者（専任特例2号）の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。  
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

3 兼務させる理由

	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

4 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4, 1枚）  
（※）工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で行き可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

**別記参考様式-8**  
技術提案作成要領

(標準型) 【県内・県外混合】

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び提案様式2（提案様式2に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p>	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで
<p>提案様式2に参考資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ次の方法で提出すること。（ただし、参考資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。）</p>	
1)	<p>参考資料に表紙を付け、表紙に工事年度・工事番号、工事名、工事場所、企業名（共同企業体の場合は共同企業体名）、建設業許可番号（共同企業体の場合は代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載し、持参の上提出すること。</p>
2)	<p>提出期間及び提出先</p>
	<p>㊦) 提出期間 〇〇年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで</p>
	<p>㊧) 提出先 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）</p>

技術提案の様式及び提出方法	
	技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術提案提出書（様式 1）
イ	配置予定技術者の経験（様式 2）
ウ	配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格（様式 3）
エ	同種工事の施工実績等（様式 4）
オ	配置予定技術者の資格等（様式 5）
カ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式 6）（その 1）、（その 2）及び（その 3）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】</p> <p>県産品、リサイクル製品の積極利用（様式 6）（その 1）、（その 2）、（その 3）及び（その 4）</p>
キ	配置予定技術者の工事成績（様式 7）
【ク】	<p>【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】</p> <p>現場に配置する技能者の資格（様式 8）</p>
ケ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式 1）
コ	工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
（ア）	技術提案（提案様式 2）
（i）	〇〇〇〇〇〇についての提案
（ii）	〇〇〇〇〇〇についての提案
（iii）	〇〇〇〇〇〇についての提案
【コ】	【共同企業体の場合は、和歌山県建設工事共同企業体取扱要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）第 6 条に定める書類】
様式のサイズは A4 判（A4 判より大きいものは、A4 判の大きさに折り畳むこと。）とし、各 1 部を提出するものとする。	
技術提案は技術提案提出書（様式 1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として 2 日以内に書面により技術提案を提出しなければならないものとする。	
なお、技術提案の書面を PDF ファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。	
また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。	
ただし、紙入札の場合、提案様式 1 及び提案様式 2（参考資料を含む。）は入札書の提出時に提出するものとする。	

技術提案の内容に関する留意事項	
配置予定技術者の経験	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した工事で、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として〇〇による〇〇工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式2に記載するものとする。</p> <p>施工経験は、求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事した工事を対象とする。</p> <p>なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事が配置する予定の技術者についてのみ記載すること。】</p>
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p> <p>なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。</p> <p>工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。</p>
同種工事の施工実績等	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した〇〇による〇〇工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式4に記載するものとする。共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事の施工実績のみ記載すること。】</p>
イ	記載する工事を選定する優先順位は、原則として国土交通省発注の県内工事並びに和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）、その他国土交通省及び和歌山県発注工事、その他公共機関発注工事の順位とする。
ウ	<p>記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。</p> <p>なお、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。</p> <p>ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。</p>

エ	<p>国土交通省発注の和歌山県内での工事又は和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を実績とする場合は、当該工事にかかる工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。工事成績が確認できない場合又は65点未満の場合は評価の対象としない。</p>
【オ】	<p>【和歌山県県土整備部又は農林水産部発注工事における契約後VEの採用実績があれば様式4に記載すること。共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。】</p>
【カ】	<p>【共同企業体の場合、幹事会社以外の構成員の〇〇による〇〇〇工事の施工実績の有無について様式4に記載すること。】</p>
配置予定技術者の資格等	
ア	<p>当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式5に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者となり得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。</p> <p>【共同企業体の場合は、代表幹事以外の構成員が配置する予定の技術者については様式3に記載するものとする。なお、当該技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。ただし、当該技術者が他の工事の配置技術者と兼務する場合は、添付を要しないものとし、その場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること】</p>
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式5に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	<p>当該工事に配置予定の技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「貸金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。</p>
エ	<p>【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul> <p>【以下、予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</p> <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
エ	<p>【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】</p> <p>技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。</p>
【オ】	<p>【予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合</li> <li>・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合</li> </ul>
カ	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>
キ	<p>単体企業【若しくは共同企業体】で有する監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写しを添付すること。</p>
<p>県産品、リサイクル製品の積極利用</p>	
	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式6（その1）、（その2）及び（その3）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。</p>
①	<p>見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用に関しては、様式3（その1）に記載するものとする。</p> <p>ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。</p>
②	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用に関しては、様式3（その2）に記載するものとし、証明する書類の添付を求めるものとする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。）</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>

③	<p>①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup>以上の使用に関しては、様式 3 (その 3) に記載するものとし、紀州材使用量が 0.1m<sup>3</sup>以上であることを証明する書類の添付を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。</p> <p>提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費に建設資材名が記載されているもの</li> <li>・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材</li> <li>・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリエード及び丁張に限る。</li> </ul> <p>ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の 1 年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。なお、評価対象とする「けんさんびん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時時点で認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。</p> <p>また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）の 1 品目全数使用に関しては、様式 3 (その 4) に記載するものとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年 4 月 1 日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500 万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式 7 に全て記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第 5 の 3 項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。また、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の 1/2 以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式 7 に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>また、県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年 4 月 1 日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500 万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績評定点を様式 4 に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の 1/2 以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者</p>

	と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。
イ	共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p><b>【電子入札の場合】</b></p> <p>上記の同種工事の施工経験、配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。【共同企業体の場合で、代表幹事以外の構成員が配置する予定の技術者についても複数の候補者を記載することができる。（様式3）】ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。【なお、共同企業体の場合で、代表幹事以外の構成員は候補者1名につき各様式1枚とする。】</p> <p>また、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p><b>【紙入札の場合】</b></p> <p>上記の同種工事の施工経験、配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。【共同企業体の場合で、代表幹事以外の構成員が配置する予定の技術者についても複数の候補者を記載することができる。（様式3）】ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。【なお、共同企業体の場合は、代表幹事の候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、代表幹事以外の構成員は候補者1名につき各様式1枚とする。】また、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>
<p><b>【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】</b></p> <p>資格を有する技能者の現場配置</p>	
ア	当該工事に登録建設塗装基幹技能者又は1級〇〇塗装技能士を専任配置する場合に評価する。
イ	配置する技能者等について、氏名、取得している資格等を様式8に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
ウ	配置する技能者等について、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
申告点数	
	電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。

	<p>なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「具体的な技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p> <p>【共同企業体の場合は、申告点数表の「許可番号」及び「配置予定技術者の氏名」の欄には、代表幹事の「許可番号」及び「配置予定技術者の氏名」を記載すること。】</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

工事事務物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式2を作成し、記載するものとする。
(i)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(ii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
(iii)	〇〇〇〇〇〇についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

工事事務物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案【試行タイプの場合】

ア	提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それについて提案様式2を作成し、記載するものとする。
	〇〇〇〇〇〇についての提案
イ	提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
ウ	その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
エ	技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料	
	総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。

<b>苦情申し立て</b>	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

<b>その他の留意事項</b>	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p>〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇</p> <p>〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

様式1（単体企業）（標準型）【県内・県外混合】

## 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 様式2及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 2 様式4及び同種工事の施工実績を証明する書類
- 3 上記工事の工事成績評定結果通知書の写し（有・無）
- 4 様式5及び配置予定技術者の資格を証明する書類
- 5 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 【6】【予定価格（税抜き）1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】  
主任技術者の兼務届出書  
※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 7 【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】  
様式6の（その1）、（その2）及び（その3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんぴん登録通知書等）  
（証明書類 有・無）  
【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】  
様式6の（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんぴん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有・無）
- 8 様式7
- 9 特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
- 10 〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
- 【11】【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事（区画線工事を除く）】  
様式8及び配置技能者等の資格を証明する書類

年 月 日

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇 様  
所在地  
商号  
代表者氏名

様式 1 (共同企業体) (標準型) 【県内・県外混合】

# 技術提案提出書

工事番号：〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 様式 2 及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 2 様式 3 及び配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格を証明する書類
- 3 様式 4 及び同種工事の施工実績を証明する書類
- 4 上記工事の工事成績評定結果通知書の写し（有・無）
- 5 様式 5 及び配置予定技術者（代表幹事が配置）の資格を証明する書類
- 6 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 【7】 【予定価格(税抜き)1 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】**  
主任技術者の兼務届出書 ※他の工事の配置技術者と兼務する場合のみ
- 8 **【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】**  
様式 6 の（その 1）、（その 2）及び（その 3）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんびん登録通知書の写し等）  
（証明書類 有・無）  
**【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】**  
様式 6 の（その 1）、（その 2）、（その 3）及び（その 4）並びに県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（けんさんびん登録通知書の写し又は県内開発建設技術登録通知書の写し等）  
（証明書類 有・無）
- 9 様式 7
- 10 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）（別記第 1 号様式）
- 11 特定建設工事共同企業体協定書の写し（別記第 2 号様式）
- 12 構成員全員の特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
- 13 共同企業体の構成員が有する〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
- 【14】 【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事（区画線工事を除く）】**  
様式 8 及び配置技能者等の資格を証明する書類

年 月 日  
和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様  
名 称  
所在地  
代表者商号  
代表者氏名  
所在地  
構成員商号  
代表者氏名

特定建設工事共同企業体

(様式 2) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者の経験

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇	
工事経験の条件		〇〇年 4 月 1 日から入札書を提出した日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した同種工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。	
工事 経験 の 概 要	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
	工期	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)	
	従事役職、 従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐 〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】	
	工 事 内 容	構造・型式	・〇〇工 〇〇〇㎡
		規模・寸法等	
		使用材料・数量	・コンクリート 〇〇〇m <sup>3</sup> ・ブロック 〇〇〇個
施工条件		・地形地質条件 ・施工方法	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任（監理）技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合は求める工種や工事内容を施工したすべての期間で配置予定技術者が従事したことがわかる工程表等を添付すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のCORINSの写しを添付すること。
- ※ CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。  
なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。
- ※ 共同企業体の場合は、代表幹事が配置する予定の技術者についてのみ記載すること。

(様式 3) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者    ○○    ○○
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士    (取得年月日及び登録番号)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写しを添付すること。
- ※ 特定建設工事共同企業体の場合は作成すること。
- ※ 継続して 3 カ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。



(様式 5) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者の資格等

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇	
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 継続教育の取組が有る場合は、CPDの証明書の写しを添付すること。

※ 資格等の写し (実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等) を添付すること。

※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。

※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事以外に適用】

技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

- ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
- ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

【以下、予定価格(税抜き)6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

※ 【契約の締結に議会の議決を要する工事に適用】

技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。

※ 【予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

- ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合
- ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式 6) (標準型) 【県内・県外混合】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 1)

### (県産品・リサイクル製品)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

- ① 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案

提案の有無	・有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない	・無し
提案内容	見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記している県産品建設資材を全数使用することを誓約します。	

※ 「有り又は、見積用参考資料 (金抜き設計書) に明記がない」か「無し」のいずれか記載すること。

※ 見積用参考資料 (金抜き設計書) に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 6) (標準型) 【県内・県外混合】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 2) (県産品・リサイクル製品)

工事名:

会社名: \_\_\_\_\_

② ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から 1 品目全数使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」を 1 品目全数使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
県認定リサイクル製品番号 けんさんびん登録番号	けんさんびん登録番号又は県産認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○ ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 様式 3 (その 3) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品については次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

(様式 6) (標準型) 【県内・県外混合】

## 県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 3) (県産品・リサイクル製品)

工事名:

会社名: \_\_\_\_\_

③ ①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m<sup>3</sup>以上の使用を提案

提案の有無	・有り      ・無し
提案	①の提案に加え、以下のとおり「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の紀州材 0.1m <sup>3</sup> 以上を使用します
提案する建設資材の名称	○○○○○
提案するけんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
製造事業者等の名称	○○○○○
製造事業者等の住所	○○○○○
けんさんびん登録番号 県認定リサイクル製品番号	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H又はR○○-○○    ・県認定リサイクル製品番号 ○○-○○ (県産)
紀州材使用量	○.○m <sup>3</sup>

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 紀州材使用量がわかる数量計算書 (自由様式) を添付すること。

※ 紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の木材使用量で評価する。

※ 様式 3 (その 2) と重複する品目の提案はできないものとし、重複した場合はどちらも評価しないものとする。

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材認証システムについては次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html> (けんさんびん登録資材)

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html) (県産認定リサイクル製品)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/system.html> (紀州材認証システム)

※ けんさんびん登録資材、県産認定リサイクル製品、紀州材であることを証明する書類を添付すること。

※ 提案にあたっては次の HP に掲載される総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) の全てを提出すること。

【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】

(様式 6) (標準型) 【県内・県外混合】

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 4)

(県内開発建設技術)

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

④「県内開発建設技術」を 1 品目全数使用

提案の有無	・有り ・無し
提案	以下のとおり県内開発建設技術を 1 品目全数使用します
見積用参考資料 (金抜き設計書) における製品・工法の名称	○○○○○
使用する県内開発建設技術の名称	○○○○○
規格・型番等	○○○○○
登録事業者等の名称	○○○○○
登録事業者等の住所	○○○○○
登録番号	県内開発建設技術登録番号

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 県内開発建設技術については次の HP を参考として下さい。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html>

※ 県内開発建設技術であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず (その 1) (その 2) (その 3) (その 4) の全てを提出すること。

(様式 7) (標準型) 【県内・県外混合】

## 配置予定技術者の工事成績

工 事 名 :

会 社 名 :

技術者氏名 :

記載する工事成績 (どちらか該当する方に○印を付けること。)		主任(監理)(特例監理)技術者としての工事成績		
		監理技術者補佐としての工事成績		
		現場代理人としての工事成績		
番 号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日	○○点
2	○○年度 ○○第○○号	○○振興局建設部	○○○,○○○,○○○円	単体
	○○線○○工事	○○市○○	○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)	○○点
3				
4				
5				
平均		○○点		

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された工事を対象とする。(工期の 1/2 以上配置されたものに限る)
- ※ 主任(監理)技術者又は特例監理技術者として配置された対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)
- ※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)から記載すること。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。なお、和歌山県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。
- ※ ○○年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡し完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。  
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 8) (標準型) 【県内・県外混合】

【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用 (区画線工事を除く)】

## 現場に配置する技能者の資格

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

下記のものを該当工種の作業期間中は常駐とすることとします。また、本工事の作業期間中は他  
工事と兼務しないことを申し添えます。

### 技能者等

現場配置技能者等の氏名	〇〇 〇〇
資格	1 級〇〇塗装技能士 (取得年月日及び登録番号) 登録建設塗装基幹技能者 (取得年月日及び登録番号)

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 職業能力開発促進法第 47 条第 1 項による指定試験機関が実施している「技能検定試験制度」に基づく塗装技能士に関する学科及び実技試験に合格した 1 級〇〇塗装技能士の資格を有する者又は建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録基幹技能者講習を終了した登録建設塗装基幹技能者の資格を有する者 1 名について記載すること。
- ※ 資格取得者を確認できる資料として、合格証書の写しを添付すること。
- ※ 直接的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること)を確認できる書類(「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し)を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】

(提案様式1) (標準型) 【県内・県外混合】

総合評価方式(標準型) 申告点数表(案)				(県内・県外混合) (土木一式工事)			
工事名							
工事場所							
予定価格							
会社名							
許可番号							
配置予定技術者の氏名							
価格以外の 評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
	具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5			
	企業の 施工能力	小 計					
		(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事実績80点以上)		2.0		※同種工事は○による○工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事実績が確認できない場合又は85点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。
			②同上(工事実績75点以上80点未満)		1.5		
			③同上(工事実績70点以上75点未満)		1.0		
			④同上(工事実績65点以上70点未満)		0.5		
	⑤上記以外		0.0				
	小 計						
	配置予定 技術者の 能力	(1)過去4年間の工事実績の 平均値	①78点以上		1.0		配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額をきむ。)1,500万円以上の県土整備部工事実績評定要領又は県土整備部工事(建設・設備工事等)実績評定要領により評定を行う県発注工事(財源部又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事をきむ。)の工事実績を対象とする。ただし、和歌山県県土整備部工事実績評定要領第9条の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事実績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方監理局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額をきむ。)1,500万円以上の工事が該当する場合には限り、工事実績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事実績を対象とする。 ※対象となる工事実績がない場合は、85点とする。
			②68点以上78点未満 $1.0 \times (\text{工事実績の平均値} - 68.0) / 10.0$		1.0 ~ 0.0		
			③65点以上68点未満		0.0		
			④55点以上65点未満 $1.0 \times (\text{工事実績の平均値} - 68.0) / 10.0$		0.0 ~ -1.0		
			⑤55点未満		-1.0		
		(2)主任(監理)技術者の 保有する資格	①1級舗装施工管理技術者		1.0		【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】
			②2級舗装施工管理技術者		0.5		
			③舗装施工管理技術者の資格なし		0.0		
		(3)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を認定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5		
	③なし		0.0				
小 計							
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する		1.0		【JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く	
		②上記以外		0.0			
	(2)県内企業育成への 取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり		1.0			
		②なし		0.0			
	(4)県産品、リサイクル 製品の積極利用	県産品・リ サイクル 製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案		0.8		※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1		
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案		0.1		
		上記以外		0.0			
		県内開 発建設 技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1		
	上記以外		0.0				
小 計							
担い手確保	(1)資格を有する技能者の 現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級○○塗装技能士を現場に配置		1.0	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】		
		②上記以外		0.0			
小 計							
合 計							
<p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次とおり取り扱う。</li> <li>① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</li> <li>② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)</li> <li>当該様式の提出がない場合は失格とする。</li> <li>申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</li> <li>技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。</li> <li>【共同企業体の場合は、代表幹事の候補者毎に申告点数表を作成すること】</li> <li>過去4年間の工事実績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。</li> <li>本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</li> </ul> <p>【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</li> <li>選択項目で選択しなかった項目は削除すること</li> </ul>							

総合評価方式(標準型) 申告点数表(案)				(県内・県外混合) (土木一式工事以外)				
工 事 名								
工 事 場 所								
予 定 価 格								
会 社 名								
許 可 番 号								
配 置 予 定 技 術 者 の 氏 名								
価格以外の 評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考		
	具体的な技術提案	①技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価		0~5			
	企業の 施工能力	小 計						
		②県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)		2.0		※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。	
			②同上(工事成績75点以上80点未満)		1.5			
			③同上(工事成績70点以上75点未満)		1.0			
			④同上(工事成績65点以上70点未満)		0.5			
	⑤上記以外			0.0				
	小 計							
	配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	①過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上		1.0		配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事事務が完成し、引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評価要綱又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要綱により研究を行う県発注工事(知事部又は教育委員会所管事業で県農林建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績を対象とする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定要綱第5項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とするため、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事事務の完成及び引渡しが完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の工事が該当する場合に限り、工事成績を対象とする。 なお、主任(監理)技術者又は特別監理技術者として従事した対象工事が無い場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
			②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		1.0~	-1.0		
			③55点未満			-1.0		
		②主任(監理)技術者の保有する資格	①1級舗装施工管理技術者		1.0			【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】
			②2級舗装施工管理技術者		0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし		0.0			
		③継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0			※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5			
			③なし		0.0			
		小 計						
	地域貢献	①本店の有無	①和歌山県内に本店を有する		1.0		【JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼橋造物)工事を除く	
②上記以外				0.0				
②県内企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり		1.0				
		②なし		0.0				
④県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見様用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案		0.8	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見様用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらか明記がない場合は、①を加算評価するものとする。		
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1			
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案		0.1			
		県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1			【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案		0.0			
			上記以外		0.0			
小 計								
担い手確保	①資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置		1.0	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】			
		②上記以外		0.0				
小 計								
合 計								
<p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</li> <li>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)</li> </ul> </li> <li>当該様式の提出がない場合は失格とする。</li> <li>申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</li> <li>技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>【共同企業体の場合は、代表幹事の候補者毎に申告点数表を作成すること】</li> </ul> </li> <li>過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとし、その申告点数は小数第1位まで記載する。</li> <li>本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</li> </ul> <p>【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</li> <li>選択項目で選択しなかった項目は削除すること</li> </ul>								

(提案様式 2) (標準型) 【県内・県外混合】

受付番号：\_\_\_\_\_

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：

工事

<b>■技術提案事項</b>	〇〇〇〇〇〇についての提案
----------------	---------------

具体的な提案

1. 具体的な提案内容

番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違点
	<p>○具体的な技術提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案事項 1 項目につき、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。</li> <li>具体的な提案内容が複数となる場合は、1 つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項 1 項目につき、最大 5 提案とする。</li> <li>フォントサイズは 10. 5 ポイント以上で縦横等倍とする。</li> <li>具体的かつ簡潔に記載すること。</li> </ul> <p>(独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。</li> </ul> <p>「発注仕様との相違点」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合「発注仕様では施工しない」と記載</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等に計上されている項目を変更する提案の場合両方を記載 (例：〇〇による施工→□□による施工)</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等に計上されている項目の数量を変更する場合両方を記載 (例：〇〇本→□□本)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。</li> <li>提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること (参考資料への記載でも可) とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。</li> <li>施工方法等の工夫に着目して評価する提案においては、使用材料のグレードアップ等材料のみの提案は着目外とする。</li> <li>過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しない。</li> <li>具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。</li> <li>求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。</li> </ul> <p>○参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案事項 1 項目につき 2 枚を限度に参考資料 (様式自由、A4 サイズ以内) を添付できるものとする。</li> <li>参考資料に記載する内容は、提案様式 2 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案様式 2 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 2 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 2、2 枚目及び 3 枚目を参考資料と判断し評価する。</li> <li>具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。</li> <li>具体的な提案 (施工不可と判断されたものを除く) は全て履行義務を負うものとする。</li> </ul>		

2. 利用条件

参考資料の有無	有り ( 電送 ・ 持参 )	無し
---------	----------------	----

提案会社名：\_\_\_\_\_

※上記 2 に示す利用条件は、上記 1 に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。

(提案様式 2) (標準型) 【県内・県外混合 (試行タイプ)】

受付番号: \_\_\_\_\_

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名: \_\_\_\_\_

工事 \_\_\_\_\_

<b>■技術提案事項</b>	〇〇〇〇〇〇についての提案
----------------	---------------

具 体 的 な 提 案

1. 具体的な提案内容			
番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違点
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な技術提案について</li> <li>・技術提案事項 1 項目につき、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。なお、具体的な提案内容が複数となる場合も、同様に、本様式 (A4 サイズ) 1 枚とする。</li> <li>・具体的な提案内容が複数となる場合は、1 つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、具体的な提案内容は技術提案事項 1 項目につき、最大 5 提案とする。</li> <li>・フォントサイズは 10. 5 ポイント以上で縦横等倍とする。</li> <li>・具体的かつ簡潔に記載すること。</li> </ul>		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。)</li> <li>・1 つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。</li> </ul>		
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「発注仕様との相違点」の記載について</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合「発注仕様では施工しない」と記載</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等に計上されている項目を変更する提案の場合両方を記載 (例: 〇〇による施工→□□による施工)</li> <li>●見積用参考資料 (金抜き設計書) 等に計上されている項目の数量を変更する場合両方を記載 (例: 〇〇本→□□本)</li> </ul>		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な技術提案の評価において、具体的な提案内容が着目点に合致しない提案については評価しない。</li> <li>・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること (参考資料への記載でも可) とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。</li> <li>・施工方法等の工夫に着目して評価する提案においては、使用材料のグレードアップ等材料のみの提案は着目外とする。</li> <li>・過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しない。</li> <li>・具体的な提案がない場合もその旨を記載すること。</li> <li>・求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。</li> </ul>		
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考資料について</li> <li>・技術提案事項 1 項目につき 2 枚を限度に参考資料 (様式自由、A4 サイズ以内) を添付できるものとする。</li> <li>・参考資料に記載する内容は、提案様式 2 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。</li> <li>○その他</li> <li>・提案様式 2 及び参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 2 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 2、2 枚目及び 3 枚目を参考資料と判断し評価する。</li> <li>・具体的な提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。</li> <li>・具体的な提案 (施工不可と判断されたものを除く) は全て履行義務を負うものとする。</li> </ul>		
2. 利用条件			

参考資料の有無	有り ( 電送 ・ 持参 )	無し
---------	----------------	----

提案会社名: \_\_\_\_\_

※提案数は最大 5 提案とし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号 1 から 5 の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案 (施工不可と判断されたものを除く。) も履行義務を負うものとする。

※上記 2 に示す利用条件は、上記 1 に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。

## 主任技術者の兼務届出書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所在地  
商号  
代表者氏名

○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。また、下記工事と合わせて当配置技術者が管理する工事件数は3件以内（災害復旧工事等を含まない場合は2件）であることを申し添えます。

### 記

1 届出の理由

<input type="checkbox"/>	いずれかの工事の配置技術者が専任を要するため
<input type="checkbox"/>	いずれの工事も総合評価落札方式により発注された工事であるため

注(1) 該当する理由に○印を付けること。（どちらも該当する場合は両方に○印を付けること。）

2 既に配置されている工事

相手工事①

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日	から	年 月 日まで
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

相手工事②

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	年 月 日	から	年 月 日まで
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

注(1) 監理技術者が兼務する場合は、当様式を使用せず、「監理技術者等（専任特例1号）の配置届出書」若しくは「監理技術者（専任特例2号）の配置届出書」を使用すること。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。  
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

3 兼務させる理由

<input type="checkbox"/>	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
<input type="checkbox"/>	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

4 兼務工事箇所図

- ・それぞれの工事場所を示す位置図を添付すること。（A4, 1枚）  
（※）工事現場間の移動距離は10km程度以内であること。
- ・ただし、兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であること。

注(1) 管内図等を使用し応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、「同一箇所における兼務」と記載すること。

(3) 不要な欄は斜線等で消すこと。

別記 1 号様式

和歌山県建設工事等総合評価  
審査委員会事務局  
技術調査課長 様

総合評価にかかる学識経験者意見聴取要請書

年 月 日

申請者	〇〇振興局建設部長	
意見聴取内容		落札者決定基準の検討
		落札者決定基準の策定
		技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性
		技術提案の評価
		落札者決定
工事内容		

※添付書類

- ・業務概要
- ・落札者決定基準又は入札経過書
- ・(評価指標)
- ・(評価シート)
- ・(その他)





入 札 経 過 書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格 <small>(税抜き)</small>	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

<入札経過>

(単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点							計	技術評価点	評価値	備考
			具体の技術提案				企業の 施工能力	配置予定 技術者の 能力	地域貢献				

以上 ○○者  
上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額                      円 / 係数                      )

# 技術提案失格通知書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日		
工 事 名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
提 案 項 目		失格理由	
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

# 參考資料

# 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

## (対象工事)

第3条 原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事、「予定価格（税抜き）」1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」3,600万円以上の工事を対象とする。

なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

### (1) 特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

### (2) 簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

### (3) 標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

### (4) 高度技術提案型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

## (学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければ

ばならない。

(入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののほか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。

(評価の方法)

第9条 第7条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点

評価値 = ( 技術評価点 / 入札価格 )

(落札者決定の方法)

第10条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定

するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- 2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格と認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。
- 3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

(総合評価結果の公表)

第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第12条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。)に、落札者として選定されなかった理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱(平成18年7月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 16 日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第1号

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(附属機関の設置)

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
～略～	
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務
～略～	

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

～略～

## 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

### (組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (部会)

第 7 条 別表第 2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

### (守秘義務)

第 8 条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第 9 条 附属機関の庶務は、別表第 1 所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
～略～				
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	15人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部 農林水産部
～略～				

別表第2

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
～略～		
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	総合評価審査部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件（農林水産部が所管する事業を除く）における審査に関する事務
	技術提案評価部会	建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件（農林水産部が所管する事業を除く）における評価に関する事務
	農林水産総合評価部会	農林水産部が所管する建設工事及び建設工事に係る委託業務の個別案件における審査及び評価に関する事務
～略～		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

～略～

## 和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則

(趣旨)

第1条 本細則は、知事の附属機関の組織及び運営の基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）第10条の規定に基づき、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則を定めるものとする。

(総合評価審査部会)

第2条 総合評価審査部会（以下「審査部会」という。）に属する委員及び専門委員（以下「審査部会委員」という。）は、12名以内とする。

2 審査部会に次の分科会を置く。

(1) 紀北地方総合評価審査分科会（以下「紀北審査分科会」という。）

(2) 紀南地方総合評価審査分科会（以下「紀南審査分科会」という。また、紀北審査分科会と紀南審査分科会を合わせて以下「審査分科会」という。）

(3) 委託業務総合評価審査分科会（以下「業務審査分科会」という。）

(審査分科会)

第3条 紀北審査分科会は紀北地方（本庁、海草・那賀・伊都・有田振興局管内）において、紀南審査分科会は紀南地方（日高・西牟婁・東牟婁振興局管内）において、県が発注する工事（農林水産部が所管する事業を除く。）に関し、次に掲げる事項を分掌する。

(1) 発注単位ごとの個別の工事（以下「個別工事」という。）における落札者決定基準の審査に関する  
こと。

(2) 個別工事における落札者の決定の審査に関すること。

(3) 個別工事において技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性の審査に関すること。

2 審査分科会に属する委員（以下「審査分科会委員」という。）は、それぞれ3名とする。

3 審査分科会委員は、会長が指名する。

4 審査分科会にそれぞれ審査分科会長を置き、審査分科会委員の互選によりこれを定める。

5 審査分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 審査分科会長は、それぞれの審査分科会の事務を掌理する。

7 審査分科会の会議は、審査分科会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 審査分科会は、審査内容等により、審査分科会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。

9 審査分科会長は、工事の内容等により、審査分科会に審査分科会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

(業務審査分科会)

第4条 業務審査分科会は、県が発注する建設工事に係る委託業務（農林水産部が所管する事業を除く）に関し、次に掲げる事項を分掌する。

(1) 個別業務における落札者決定基準の審査に関すること。

(2) 個別業務における落札者の決定の審査に関すること。

(3) 委託業務における評価項目等の助言に関すること。

2 業務審査分科会に属する委員（以下「業務審査分科会委員」という。）は、3名とする。

3 業務審査分科会委員は、会長が指名する。

4 業務審査分科会に業務審査分科会長を置き、業務審査分科会委員の互選によりこれを定める。

- 5 業務審査分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 業務審査分科会長は、審査分科会の事務を掌理する。
- 7 業務審査分科会の会議は、業務審査分科会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 業務審査分科会は、審査内容等により、業務審査分科会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 9 業務審査分科会長は、工事の内容等により、業務審査分科会に業務審査分科会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

(技術提案評価部会)

第5条 技術提案評価部会（以下「評価部会」という。）は次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 個別工事及び発注単位ごとの個別の業務（以下「個別業務」という。）における落札者決定基準の作成に関すること。
- (2) 個別工事及び個別業務における技術提案の評価に関すること。
- 2 評価部会に属する委員及び専門委員（以下「評価部会委員」という。）は、2名以上とし、会議の開催ごとに会長が指名する。
- 3 評価部会は、評価内容等により、会長の判断で持ち回り等の方法により評価をすることができるものとする。

(農林水産総合評価部会)

第6条 農林水産総合評価部会（以下「農林水産部会」という。）に属する委員及び専門委員（以下「農林水産部会委員」という。）は3名とする。

- 2 農林水産部会の会議は、農林水産部会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 農林水産部会は、審査内容等により、農林水産部会長の判断で持ち回り等の方法により審査をすることができるものとする。
- 4 農林水産部会長は、工事の内容等により、農林水産部会に農林水産部会委員以外の委員及び専門委員を出席させ、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

(特例)

第7条 和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）は、市町村において総合評価落札方式による入札を行う場合、県が市町村から依頼があれば、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）（以下「条例」という。）第2条に規定する事務を行うことができるものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議等において、会長及び各部会長が、内容等により必要があると認めるときは、学識経験がある者の出席を求め、より専門的な意見を聴くことができるものとする。

なお、出席者は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(会議等の運営)

第9条 会議等は非公開とする。

- 2 委員名及び職業は非公表とする。

(庶務)

第10条 総合評価委員会の庶務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課及び農林水産部農林水産局農業農村整備課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか総合評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 2 日から施行する。

地方自治法施行令改正後の審査について			平成20年6月～
	落札者決定基準の審査 (入札前の実施)	落札者の決定にかかる審査 (入札後の実施)	備考
高度技術提案型	審査分科会開催による審査	省略 (ただし、技術提案の評価時に評価分科会を開催)	求める具体の提案は、高度な内容であり、評価分科会により学識経験者が評価
標準型		省略 (ただし、技術提案の評価時に評価分科会を開催)	
簡易型		省略 (ただし、下記条件1に該当する場合は審査分科会を開催)	求める具体の提案は、事前に作成し審査分科会で承認をいただいた評価指標を用いて評価
特別簡易型		省略	落札者決定基準は、工事ごとに変更はなし(同一パターン)

◇総合評価落札方式における「各評価内容の基準日等」について

評価項目	評価内容	基準日	対象期間等	型式	
企業の施工能力	県内での優良施工実績	入札書提出日	当該年度を含まない15ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した「国土交通省発注県内工事」、「和歌山県※発注工事」のうちの同種工事 ※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る	標準型（県内外）	
配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均値	入札公告日の前日	当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。（以下「契約額」という。））1,500万円以上の 県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定※を行った県発注工事については、対象外とする。 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された予定価格（税抜き）1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）	
	監理技術者の保有する資格※資格取得後の経過年数	開札日	資格の取得日から開札日までの経過年数	特別簡易型 簡易型	
	継続教育（CPD）の取り組み状況	入札書提出日	申請するCPD取得の証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）	
	・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無	入札書提出日	入札書を提出した日までに受賞したもの（ただし、和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）については、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞に限る。）	標準型（県内）	
地域貢献	大規模災害時の協定締結	入札書提出日	①入札書を提出した日における入札参加資格認定の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目の加点状況 ②入札書提出日時点において、入札参加資格審査の「大規模災害時の応急対策業務取組」にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書をしており、大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を評価する ③入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者または「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない	特別簡易型 簡易型 標準型（県内）	
	県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	入札書提出日	①見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 ②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 ③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m <sup>3</sup> 以上の使用を提案	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
		県内開発建設技術	入札書提出日	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
担い手確保	資格を有する技能者の現場配置	入札書提出日	入札書を提出した日までに雇用されているもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）	

留意点

・個別案件の「各評価内容の基準日等」については、それぞれの入札公告を確認すること。

※契約金額が1,800万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される審査項目別運用表によって採点するものとする。（和歌山県県土整備部工事成績評定要領抜粋）

【令和7年6月1日時点】建設系継続教育(CPD)証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50	—	
建設コンサルタンツ協会	50	—	
地盤工学会	50	—	
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50	—	
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50	—	
日本造園学会	50	—	
日本都市計画学会	50	—	
農業農村工学会	50	—	
日本建築士会連合会	12	—	
建設業振興基金	12	—	
交通工学研究会	50	200(4年間) (TOE交通技術上級資格者)	
		150(4年間) (TOP交通技術資格者)	
森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	
全国上下水道コンサルタント協会	50	—	
全国測量設計業協会連合会	20	—	
全日本建設技術協会	25	—	
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	

- 各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。

各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育をより高く評価する。

例) 1級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会 が発行する証明書とする。

総合評価方式における地域貢献（本店の有無）について

県 内 限 定

土木一式工事

予定価格(税抜き)3.6千万円以上6千万円未満 県内6ブロック 【海草・海南】、【伊都・那賀】、【有田】、【日高】、【西牟婁】、【新宮・串本】	
工事箇所と同一の市町村に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

予定価格(税抜き)6千万円以上1.2億円未満 県内3ブロック 【伊都・那賀・海草・海南】、【有田・日高】、【西牟婁・串本・新宮】	
工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

予定価格(税抜き)1.2億円以上 県内一円	
工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

鋼橋工事

県内本店、県内工場	
県内に本店、工場を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

\* 県内工場とは、本店は県外にあるが県内に主要な工場を有している企業  
 \* 県内本店企業限定の場合も設ける。

とび・土エ・コンクリート工事

管内限定*1	複数管内
予定価格(税抜き)3.6千万円以上6千万円未満 工事箇所と同一の市町村に本店を有する	1点
予定価格(税抜き)6千万円以上1.2億円未満 工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	0点
上記以外に本店を有する	0点

\*1 和歌山市限定工事の場合も設ける。

その他工事（舗装工事、造園工事等）

管内限定*1	複数管内
工事箇所と同一の市町村に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点
工事箇所と同一の建設部・海南工事事務所管内に本店を有する	1点
上記以外に本店を有する	0点

\*1 和歌山市限定工事の場合も設ける。

県内・県外混合

「単体企業」又は「JV代表幹事企業」が県内本店	1点
上記以外	0点

\* 鋼橋工事の場合、県内工場は県内本店と同等扱いとする。  
 \* 記述は、「県内に本店を有する」「代表幹事企業が県内に本店を有する」等として下さい。

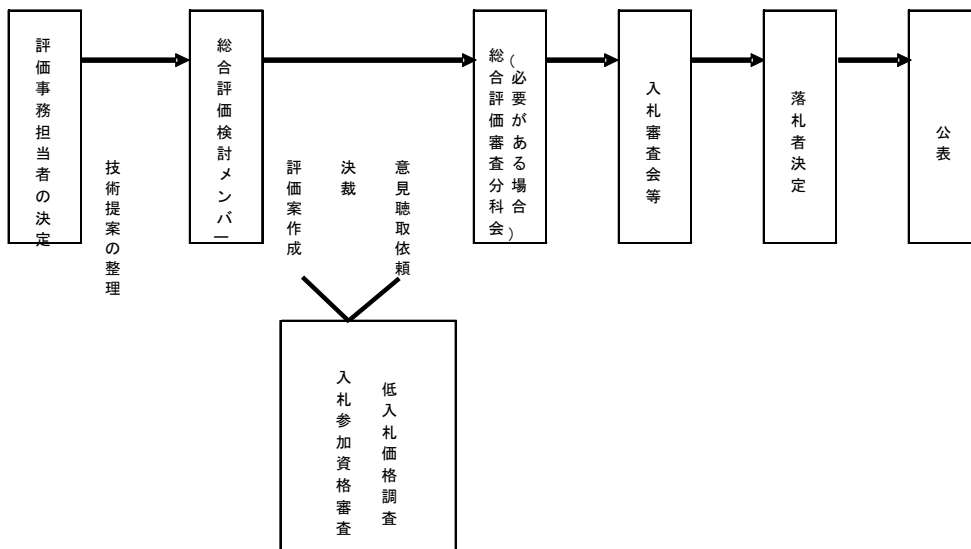
技術提案の評価方法について

◇技術提案の評価について(簡易な施工計画)

		6千万円～1.2億円の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○総合評価検討メンバーの選定	
3.	総合評価検討メンバーの選定(3名以上) ・評価事務担当者はメンバーになれない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 原則として ・係長職以上
4.	総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等
6.	学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査分科会
7.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会
8.	落札者の決定	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ

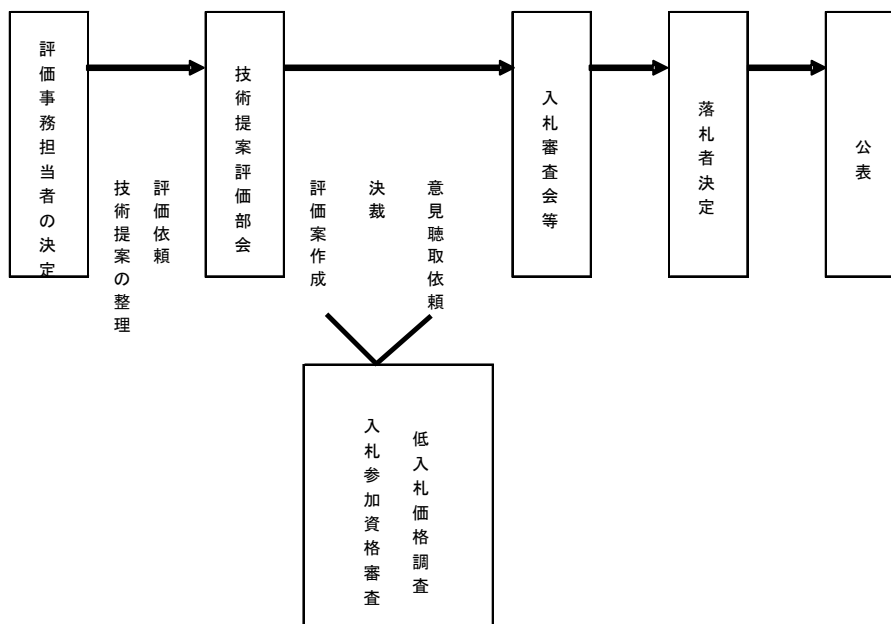


◇技術提案の評価について(標準型)

		1.2億～5億の工事	5億～の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当班長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○評価シートの作成		
3.	技術提案評価部会への依頼		
4.	技術提案評価部会委員による技術提案の評価		
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等	決裁権者 ・課長
6.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会	入札審査会
7.	落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



総合評価落札方式にかかる事務手引き

- 第 1 版 平成 18 年 8 月
- 第 28 版 平成 28 年 4 月
- 第 29 版 平成 28 年 4 月
- 第 30 版 平成 28 年 6 月
- 第 31 版 平成 29 年 6 月
- 第 32 版 平成 30 年 6 月
- 第 33 版 平成 31 年 4 月
- 第 34 版 令和元年 6 月
- 第 35 版 令和元年 8 月
- 第 36 版 令和 2 年 1 月
- 第 37 版 令和 2 年 6 月
- 第 38 版 令和 2 年 8 月
- 第 39 版 令和 3 年 4 月
- 第 40 版 令和 3 年 6 月
- 第 41 版 令和 4 年 6 月
- 第 42 版 令和 5 年 6 月
- 第 43 版 令和 6 年 6 月
- 第 44 版 令和 7 年 6 月
- 第 45 版 令和 7 年 12 月
- 第 46 版 令和 8 年 6 月

本手引きに関するお問い合わせ先

和歌山県県土整備部県土整備政策局

技術調査課企画調査班

電話 : 073-441-3082

F a x : 073-428-1810